

事業報告書

(平成30事業年度)

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

一般社団法人 国立大学協会

平成30年度事業報告書

平成30年度における本協会の事業概要を次のとおり報告する。

1 諸会議の開催状況

(1) 総会

平成30年 6月12日	平成30年度第1回通常総会
平成30年11月 2日	平成30年度第2回通常総会
平成31年 1月23日	平成30年度第3回通常総会
平成31年 3月14日	平成30年度第4回通常総会

(2) 理事会、常任理事会及び政策会議

理事会

平成30年 4月20日	平成30年度第1回
平成30年 5月22日	平成30年度第2回
平成30年 7月18日	平成30年度第3回
平成30年10月17日	平成30年度第4回
平成30年12月 5日	平成30年度第5回
平成30年12月20日-平成31年1月7日	書面審議
平成31年 2月15日	平成30年度第6回

常任理事会

理事会、総会の審議事項及び諸課題への対応等について、随時打合せを実施

政策会議

平成30年 4月20日	平成30年度第1回
平成30年 5月22日	平成30年度第2回
平成30年 7月18日	平成30年度第3回
平成30年10月17日	平成30年度第4回
平成30年12月 5日	平成30年度第5回
平成31年 2月15日	平成30年度第6回

(3) 各委員会等（専門委員会、小委員会、ワーキンググループ等を含む。）

入試委員会

平成30年 4月12日	平成30年度第1回
平成30年 5月10日	平成30年度第2回
平成30年 5月11日- 5月18日	書面審議
平成30年 6月12日- 6月15日	書面審議
平成30年 8月30日	平成30年度第3回
平成30年12月14日	平成30年度第4回
平成31年 1月21日- 1月28日	書面審議

教育・研究委員会

平成30年 6月20日	男女共同参画小委員会（平成30年度第1回）
平成30年 7月 6日	教育・学生小委員会（平成30年度第1回）
平成30年10月19日-10月25日	書面審議
平成30年11月 5日	男女共同参画小委員会（平成30年度第2回）
平成30年11月13日	教育・学生小委員会（平成30年度第2回）
平成30年12月 3日	平成30年度第1回
平成31年 1月17日	研究小委員会（平成30年度第1回）
平成31年 1月29日	教育・学生小委員会（平成30年度第3回）
平成31年 1月30日- 2月 7日	書面審議

大学評価委員会

平成30年10月11日	平成30年度第1回
平成30年12月11日-12月13日	書面審議
平成31年 1月24日	国立大学法人における教育・研究の成果に係る評価検討会（第1回）
平成31年 1月18日- 1月24日	書面審議
平成31年 2月22日	国立大学法人における教育・研究の成果に係る評価検討会（第2回）
平成31年 3月 8日	国立大学法人における教育・研究の成果に係る評価検討会（第3回）

国際交流委員会

平成30年 5月15日- 5月18日	書面審議
平成30年 6月29日	平成30年度第1回
平成30年 9月 5日	専門委員連絡会（平成30年度第1回）
平成30年10月19日	平成30年度第2回
平成31年 1月 9日	専門委員連絡会（平成30年度第2回）
平成31年 2月 8日	平成30年度第3回

経営委員会

平成30年 7月10日	平成30年度第1回
平成30年11月30日-12月 6日	書面審議
平成30年12月14日-12月18日	書面審議
平成30年12月18日	国立大学法人におけるコストの見える化検討会（平成30年度第1回）
平成31年 1月31日	病院経営小委員会（第1回）
平成31年 2月15日	経営委員会（平成30年度第2回）・人事労務小委員会（平成30年度第1回）・財務・施設小委員会（平成30年度第1回）

広報委員会

平成30年 5月24日	平成30年度第1回
平成30年 9月 3日	平成30年度第2回
平成30年12月12日	平成30年度第3回
平成31年 3月 8日	平成30年度第4回

事業実施委員会

平成30年 4月13日	平成30年度第1回
平成30年 5月29日	UDWSファシリテーター会議（平成30年度第1回）
平成30年10月12日-10月19日	書面審議
平成30年10月31日-11月 7日	書面審議
平成31年 1月17日- 1月22日	書面審議
平成31年 1月18日	国立大学協会70周年記念行事準備委員会（平成30年度第1回）
平成31年 1月30日	UDWSファシリテーター会議（平成30年度第2回）
平成31年 2月21日	事業実施委員会（平成30年度第2回）・研修企画小委員会（平成30年度第1回）
平成31年 3月 5日	国立大学協会70周年記念誌編纂小委員会（平成30年度第1回）

国立大学法人総合損害保険運営委員会

平成30年 9月 5日	平成30年度第1回
平成30年10月12日-10月22日	書面審議

適格性審査会

平成30年 9月21日- 9月25日	書面審議
平成30年10月 4日-10月 9日	書面審議
平成30年11月30日-12月 6日	書面審議
平成30年12月20日	
平成30年12月26日- 1月 8日	書面審議
平成31年 1月21日	
平成31年 2月28日- 3月 4日	書面審議
平成31年 3月 1日- 3月 4日	書面審議

調査企画会議

なし

政策研究所

平成30年 5月14日	高等教育に関する基礎データ等の調査研究グループ、研究会
平成30年 7月13日	政策研究所運営委員会・高等教育に関する基礎データ等の調査研究グループ 合同研究会
平成30年10月10日	政策研究所運営委員会・高等教育に関する基礎データ等の調査研究グループ 合同研究会
	高等教育に関する基礎データ等の調査研究グループ
平成31年 2月 7日	政策研究所運営委員会（第1回）、 政策研究所運営委員会・高等教育に関する基礎データ等の調査研究グループ 合同研究会

会費・予算等の在り方に関するワーキンググループ

なし

会長選考等の在り方に関するワーキンググループ

なし

高等教育における国立大学の将来像に関するワーキンググループ
なし

国立大学法人のガバナンスに関する調査研究ワーキンググループ
なし

本格的な産学官連携による共同研究推進に関するワーキンググループ
平成30年 4月20日 第5回

国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革ワーキンググループ
平成30年 4月19日 第4回
平成30年 5月10日 第5回
平成30年 7月19日 第6回
平成30年 8月 1日 第7回
平成30年 9月 6日 第8回
平成30年 9月20日 第9回
平成30年10月11日 第10回

地域と国の発展を支え世界をリードする国立大学の機能強化を促進するガバナンス制度改革ワーキンググループ
平成30年 4月18日 第4回
平成30年 5月 9日 第5回
平成31年 3月12日 第6回

(4) その他の会議等

平成30年 9月10日 高等教育における国立大学の将来像等のフォローアップ・ミーティング（第1回）
平成30年10月17日 記者・論説委員等との懇談会
平成30年10月22日 高等教育における国立大学の将来像等のフォローアップ・ミーティング（第2回）
平成31年 1月 8日 国立大学法人等広報担当者連絡会（広報勉強会）

2 役員等の人事

(1) 理事、監事及び会長補佐の異動状況

〔別紙1のとおり〕

(2) 委員会委員の異動状況

〔別紙2のとおり〕

(3) 各国立大学法人からの出向職員を中心とする事務局体制

〔別紙3のとおり〕

3 事業の執行状況

(1) 意見、提言、要望書等の提出、面談等

平成30年 5月22日	国公立大学振興議員連盟総会（第12回）
平成30年 6月12日	大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題（国語）の活用にあたっての参考例等について〔別添1〕
平成30年 6月12日	これからの時代における本格的な産学官連携共同研究を推進する視点及び環境整備（中間まとめ）〔別添2〕
平成30年 6月15日	国立大学の機能強化を促進させる組織・ガバナンスとそれに資する法・制度改正等の在り方（論点整理）〔別添3〕
平成30年 6月28日	国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革の基本的な方向性について〔別添4〕
平成30年 8月 7日	国公立大学振興議員連盟総会（第13回）
平成30年 8月 7日	予算・税制改正要望書提出（宮川文部科学大臣政務官、うえの財務副大臣）〔別添5〕
平成30年 8月24日	予算・税制改正要望書提出（林文部科学大臣ほか文部科学省政務三役、文部科学省幹部、国公立大学振興議員連盟執行部）〔同上〕
平成30年 9月 7日	予算・税制改正要望書提出（国公立大学振興議員連盟加盟議員）〔同上〕
平成30年11月 2日	国立大学法人制度の本旨に則った運営費交付金の措置を！（声明）〔別添6〕
平成30年11月 2日	国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革に関する基本的な考え方について〔別添7〕
平成30年11月16日	国公立大学振興議員連盟総会（第14回）
平成31年 1月23日	国立大学の入学者選抜に係る試験問題及び解答例等の公表の取扱いに関する方針〔別添8〕

(2) 各会員への通知等

- ・「国立大学の入学者選抜についての2020年度実施要領」及び「同実施細目」等について（通知）
（平成30年 6月12日付け 国立大学長宛（大学院大学を除く） 入試委員会委員長）
- ・「平成31（2019）年度国立大学入学者選抜についての各大学における入試業務上の留意点」について（通知）
（平成30年 6月27日付け 国立大学長宛（大学院大学を除く） 入試委員会委員長）
- ・「平成31年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」について（通知）
（平成30年 5月18日付け 国立大学長宛（大学院大学を除く） 入試委員会委員長）
- ・平成30年人事院勧告に伴う参考給与表等の提供について（通知）
（平成30年 9月19日付け 会員代表者宛 経営委員会委員長、人事労務小委員会委員長）
- ・高年齢者（58歳以上）異動幹部職員名簿（全国版）の提供について
（平成30年10月1日付け ブロック監事大学人事担当課長宛 事務局長）
- ・平成31年度国立大学法人総合損害保険の基本方針について（通知）

(3) 広報活動

- ・一般社団法人国立大学協会概要2018（和文・英文）の刊行
- ・一般社団法人国立大学協会会員名簿'18の刊行
- ・広報誌（国立大学）の刊行（第49号～第52号、別冊第16号）
- ・ホームページの改善、掲載内容の随時更新（一般向け、会員向け）
- ・国立大学法人等職員統一採用試験に関する広報

(4) 研修事業等の実施

研 修 名	実 施 日	対 象 者	人 数	
国立大学法人新任学長セミナー	H30. 6. 13	新任の学長	8	
国立大学法人新任学長（就任予定者）セミナー	H31. 3. 4	新任及び就任予定の学長	6	
国立大学法人トップセミナー	H30. 8. 23-24	学長、機構長	63	
ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ (UDWS)	H30. 8. 31-9. 2	役員（学長以外）、副学長、事務局長、副理事、学長補佐、部局長・副部局長等	47	
大学マネジメントセミナー 【国立大学の研究力の持続的強化に向けて】	H30. 11. 16	役員（学長を含む）、副学長、部局長、事務代表者等	188	
国立大学法人等 担当理事連絡会議	【学士課程教育のあり方について】	H30. 6. 1	理事（教育・学生支援・入試担当）	67
	【IT活用による大学業務の高度化について】	H30. 10. 4	理事（業務改革、人事労務、情報推進担当）	79
新規理事・事務局長就任予定者研修会	H31. 3. 11-12	新規理事・事務局長就任予定者	30	
国立大学法人等部課長級研修	H30. 7. 30-31	部長級・課長級職員	130	
国立大学法人等若手職員勉強会	H30. 12. 18-19	若手事務職員	113	
国立大学法人総合損害保険研修会	H30. 7. 11	保険実務担当者	129	

事業等名		実施日	人数
第17回大学改革シンポジウム 「高等教育の将来構想」		H30. 10. 19	270
大学改革 シンポジウム	<福島大学ほか> 福島大学研究・地域連携成果報告会 ー地域の願い それが大学の研究となるー	H30. 12. 1	209
	<東京大学> グローバル化時代における国立大学外国語教育の役割：学術探求と 多言語コミュニケーション能力育成の融合、挑戦と課題	H31. 1. 30	84
	<茨城大学> みんなの“イバダイ”学シンポジウム ー これからの茨大を考えよう	H30. 12. 22	160
	<奈良女子大学> 国際比較で見るSTEMー理系女性のキャリアパス	H30. 11. 24	52
	<広島大学> 広島大学シンポジウム「持続可能な開発目標を活用した大学改革の 促進と市民社会との協働」	H30. 12. 1	125
	<山口大学> 山口学研究プロジェクト「明治150年から見える山口県の未来」シン ポジウム	H30. 10. 21 H30. 11. 25 H30. 12. 22	243
	<福岡教育大学> 教員養成指標に対応するために教員養成大学はいかにあるべきか	H31. 1. 16	88
	<大分大学> 地方国立大学と自治体が連携して実現する地域包括ケアシステム ～大分大学福祉健康科学部と大分県下の自治体との取組～	H30. 12. 9	110
防災・日本再生 シンポジウム	<岩手大学> 国際防災・危機管理研究岩手会議	H30. 7. 17-20	587
	<福井大学> 日本一の原子力立地 福井県における防災危機管理VII 「原子力防災における緊急被ばく医療」	H30. 11. 17	87
	<名古屋大学> 防災人材交流シンポジウム「つなぎ舎」	H30. 10. 8	206
	<神戸大学> 震災復興支援・災害科学研究推進室第7回シンポジウム	H30. 11. 30	93
	<和歌山大学> 災害後の復旧・復興へー学校・地域と大学がともにできることー	H30. 10. 13	50
	<鳥取大学> 平成30年度郷土づくりシンポジウム ～豪雨に起因する土砂・流木による河川災害を考える～	H30. 10. 26	340
	<愛媛大学> 南海トラフ巨大地震から地域を守るー防災人材育成と事前復興デザ インへの取り組みー	H30. 11. 13	242
	<九州大学> 九州大学北部豪雨災害支援団報告会～九州北部豪雨災害から学ぶ復 興と地域再生～	H30. 11. 17	203
	<宮崎大学> 九州地区 防災・減災シンポジウム in 宮崎 2018 ～東九州で想定される”来るべきメガ自然災害”の脅威と備えを考 える～	H30. 11. 9	218

	<鹿児島大学> シンポジウム「南九州固有の地域防災と地域強靱化の最新動向」	H30. 11. 10	192
国際 交流 事業	日独共同学長シンポジウム (Japanese-German Symposium)	H30. 4. 26-27	176
	日台大学学長フォーラム (Japan-Taiwan University Presidents' Forum)	H30. 6. 7	208
	日豪イノベーション&リサーチシンポジウム (Australia - Japan Innovation and Research Symposium Kyoto)	H30. 10. 23	79
	日英ラウンドテーブル (Japan-UK Dialogue on Exchange in Higher Education & Research)	H30. 10. 30	55
	日西学長会議 (Japan - Spain Presidents' Joint Symposium)	H30. 11. 27-28	70
	日仏高等教育シンポジウム (Japan - France Symposium in Higher Education)	H30. 12. 7	61
	日豪大学職員短期交流研修事業 (オーストラリア大学協会 (UA) の幹部職員およびオーストラリア の大学の副学長級等受入れ)	H30. 10. 24-25	8
国立大学フェスタ 2018	実施期間：平成30年10月1日～11月30日（主たる期間） イベント実施件数：513件		

(5) 国立大学法人総合損害保険の運営

(平成30年度加入状況)

メニュー1 (財産保険) (総合賠償責任保険) (労働災害総合保険) (費用利益保険)	90機関
メニュー2 (診療所賠償責任保険)	85機関
メニュー3 (傷害保険 (役員))	90機関
メニュー4 (ヨット・モーターボート総合保険)	55機関

4 支部活動の状況

(1) 支部会議の開催

支 部 名	開 催 日	備 考
北海道地区	平成30年 5月30日 平成30年10月31日 平成31年 2月27日	
東北地区	平成30年 7月 5日 平成30年10月31日 平成31年 3月 1日	

東京地区	平成30年 4月25日 平成30年10月22日 平成31年 3月 4日	
関東・甲信越地区	平成30年 5月11日 平成30年10月 2日 平成31年 2月 8日	
東海・北陸地区	平成30年 5月16日 平成30年10月12日 平成31年 2月 1日	
近畿地区	平成30年 4月23日 平成30年 9月21日 平成31年 2月 1日	
中国・四国地区	平成30年 5月31日 平成30年11月15日 平成31年 2月14日	
九州地区	平成30年 5月16日 平成30年 9月10日 平成31年 2月13日	

(2) その他の事業

各支部会議が主催する研修事業、情報交換会等が実施された。

5 その他の活動

(1) 関係団体等の諸会合への参加

ア 就職関係

- 平成30年 6月11日 就職問題懇談会（第1回）
- 平成30年 9月10日 就職問題懇談会（第2回）
- 平成30年10月15日 就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議（第1回）
- 平成30年10月29日 就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議（第2回）
- 平成30年11月 5日 就職問題懇談会（第3回）
- 平成30年11月19日 就職問題懇談会（第4回）
- 平成30年12月 6日 就職問題懇談会（第5回）
- 平成31年 1月21日 就職問題懇談会（第6回）
- 平成31年 1月31日 採用と大学教育の未来に関する産学協議会（第1回）
- 平成31年 2月19日 採用と大学教育の未来に関する産学協議会 地域活性化人材育成分科会（第1回）
- 平成31年 2月20日 採用と大学教育の未来に関する産学協議会 今後の採用とインターンシップのあり方に関する分科会（第1回）
- 平成31年 2月26日 採用と大学教育の未来に関する産学協議会 Society5.0人材育成分科会（第1回）
- 平成31年 3月 7日 採用と大学教育の未来に関する産学協議会 Society5.0人材育成分科会（第2回）

- 平成31年 3月13日 就職問題懇談会（第7回）
- 平成31年 3月14日 採用と大学教育の未来に関する産学協議会 地域活性化人材育成分科会（第2回）
- 平成31年 3月22日 採用と大学教育の未来に関する産学協議会 今後の採用とインターンシップのあり方に関する分科会（第2回）

イ 国際関係

・ JACUIE（国公立大学団体国際交流担当委員長協議会）関係

- 平成30年 4月26日-27日 2018日独共同学長シンポジウム
- 平成30年 6月 7日 2018日台大学学長フォーラム
- 平成30年11月27日-28日 2018日西学長会議
- 平成31年 3月 5日-15日 JACUIE協議会（第19回）（書面審議）

・ UMAP（アジア太平洋大学交流機構）関係

- 平成30年 4月10日-16日 UMAP日本国内委員会（第1回）（書面審議）
- 平成30年 4月25日-26日 UMAP国際理事会（第1回）
- 平成30年 7月 2日 UMAP日本国内委員会WG（第1回）
- 平成30年 7月 6日 UMAP国際事務局運営委員会（第1回）
- 平成30年 8月 3日 UMAP日本国内委員会（第2回）
- 平成30年 9月25日 UMAP国際理事会（第2回）
- 平成30年11月28日 UMAP国際事務局運営委員会（第2回）
- 平成31年 2月27日 UMAP日本国内委員会WG（第2回）
- 平成31年 2月28日 UMAP国際事務局運営委員会（第3回）
- 平成31年 3月15日 UMAP日本国内委員会（第3回）

・ その他

- 平成30年5月18日-5月20日 第1回日露大学協会総会（第7回日露学長会議）及び日露学生フォーラム
- 平成30年 8月28日 日本留学試験実施委員会 日本留学試験の今後の在り方に関する検討ワーキンググループ（第1回）
- 平成30年10月19日 日本留学試験実施委員会（第1回）
- 平成30年11月13日-11月15日 国際大学協会（IAU）国際会議2018
- 平成31年 1月31日 日本留学試験実施委員会 日本留学試験の今後の在り方に関する検討ワーキンググループ（第2回）
- 平成31年 3月11日 日本留学試験実施委員会 日本留学試験の今後の在り方に関する検討ワーキンググループ（第3回）
- 平成31年 3月26日 日本留学試験実施委員会（第2回）

ウ その他

- 平成30年 5月15日 科学技術・学術審議会人材委員会（第4回）
- 平成30年 5月22日 高等教育段階の負担軽減方策に関する専門家会議（第5回）
- 平成30年 5月28日 平成30年度大学機関別認証評価委員会（第1回）
- 平成30年 6月11日 ジャパン・ダイバーシティ・ネットワーク幹事会（第1回）
- 平成30年 7月 4日 JA全中との懇談会
- 平成30年 7月30日 大学ポートレート運営会議（第9回）
- 平成30年 8月 1日 ジャパン・ダイバーシティ・ネットワーク幹事会（第2回）
- 平成30年 8月21日 産学連携による科学技術人材育成に関する大学協議体会合（第3回）
- 平成30年 9月 7日 第三者の評価結果活用のための検討ワーキンググループ（第1回）
- 平成30年10月16日 男女共同参画推進連携会議「次世代の働きかけ」チーム会合（第2回）

平成30年10月30日	男女共同参画推進連携会議 全体会議
平成30年11月 7日	国立大学法人等監事協議会「大学がバナンスコードに関する検討分科会ーキックオフ・ミーティングー」
平成30年11月 8日	公明党文部科学部会ヒアリング
平成30年11月13日	国民民主党第三部会ヒアリング
平成30年11月20日	立憲民主党文部科学部会ヒアリング
平成30年11月21日-11月23日	The 4th ANUIES International Conference
平成30年11月27日	著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 総合フォーラム（第1回）
平成30年12月12日	著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「補償金」（第1回）
平成30年12月13日	著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「ガイドライン」（第1回）
平成30年12月13日	著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「ライセンス」（第1回）
平成30年12月14日	第三者の評価結果活用のための検討ワーキンググループ（第2回）
平成30年12月19日	日本共産党国会議員団予算及び税制改正要望に関するヒアリング
平成30年12月20日	著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「普及啓発」（第1回）
平成31年 1月 9日	著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「普及啓発」（第2回）
平成31年 1月 9日	著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「補償金」（第2回）
平成31年 1月15日	著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 総合フォーラム（第2回）
平成31年 1月22日	著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「ガイドライン」（第2回）
平成31年 1月24日	著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「ライセンス」（第2回）
平成31年 1月25日	平成30年度大学機関別認証評価委員会（第3回）
平成31年 1月30日	男女共同参画推進連携会議「次世代の働きかけ」チーム会合（第3回）
平成31年 1月31日	規制改革推進会議 第6回医療・介護ワーキング・グループ
平成31年 2月 4日	大学ポートレート運営会議（第10回）
平成31年 2月12日	著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「普及啓発」（第3回）
平成31年 2月15日	産学連携による科学技術人材育成に関する大学協議体（第4回）
平成31年 2月19日	著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「ライセンス」（第3回）
平成31年 2月19日	著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「補償金」（第3回）
平成31年 3月 5日	著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「ガイドライン」（第3回）
平成31年 3月12日	著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 専門フォーラム「補償金」（第4回）
平成31年 3月14日	著作権の教育利用に関する関係者フォーラム 総合フォーラム（第3回）
平成31年 3月19日	産学連携による科学技術人材育成に関する大学協議体と産業界による意見交換（第2回）

(2) 報告書等の刊行等

- ・ 一般社団法人国立大学協会概要2018（和文・英文）
- ・ 一般社団法人国立大学協会概要会員名簿 '18
- ・ 広報誌「国立大学」第49号～第52号、別冊第16号
- ・ 冊子「国立大学法人職員必携」
- ・ 本格的な産学官連携による共同研究の事例
- ・ 平成30年度 障害者雇用及び高年齢者雇用に関する調査結果
- ・ 一般社団法人国立大学協会ANNUAL REPORT（平成29年度）
- ・ 国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第15回追跡調査報告書
- ・ 「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第5回フォローアップ調査結果
- ・ 国立大学附属病院の経営問題に関する第15次アンケート調査結果

- ・国立大学における連携・協働による取組事例集
- ・「政策的課題と科学的根拠（データ）の現状と課題」ディスカッション・ペーパー（政策研究所 高等教育に関する基礎データ等の調査研究グループ）
- ・2018年 国立大学法人 基礎資料集

(3) 要望書等の受理

- 平成30年 6月 4日 「公正な入学者選抜」の実施について
- 平成30年 7月20日 産業教育の振興に関する要望書（専門学校の実態に関する要望書）
- 平成30年 7月20日 専門高校生徒の進学機会の拡大等に関する要望書
- 平成30年 9月11日 第68回国立大学工学部長会議・総会における要望書の提出について
- 平成30年10月 2日 家庭に関する学科等で学ぶ生徒の進学機会の拡大等についての要望書
- 平成30年10月24日 第60回全国産業教育振興大会（山口大会）における大会決議について

(4) 外国からの訪問者（団体）対応

- 平成30年 4月27日 ドイツ大学学長会議（HRK）とのフォローアップ会合
- 平成30年 6月 7日 台湾高等教育国際合作基金会（FICHET）とのフォローアップ会合
- 平成30年 6月28日 駐日チリ共和国大使来訪
- 平成30年 8月 8日 アメリカ教育協議会（ACE）との意見交換
- 平成30年10月23日 オーストラリア大学協会（UA）とのフォローアップ会合
- 平成30年10月30日 英国大学協会（UUK）とのフォローアップ会合
- 平成30年12月 6日 アメリカ教育協議会（ACE）との意見交換
- 平成30年12月 7日 フランス大学長会議（CPU）およびフランス技師学校長会議（CDEFI）とのフォローアップ会合
- 平成31年 2月 4日 ドイツ大学学長会議（HRK）との意見交換

6 後援名義等の使用許可の状況

	事業名称	許可期間	申請団体等
後 援	第2回 高大接続シンポジウム in ふくしま	平成30年5月23日	福島大学
	平成30年度全国大学入学者選抜研究連絡協議会大会（第13回）	平成30年5月24日～ 平成30年5月26日	大学入試センター
	文部科学省後援 工業英語能力検定試験	平成30年5月27日 平成30年7月28日 平成30年11月11日 平成31年1月26日	公益社団法人 日本工業英語協会
	これからの大学を支える若手職員研究会	平成30年6月14日～ 平成30年6月15日	特定非営利活動法人 学生文化創造
	学生支援相談に関する基礎研修講座	平成30年8月29日～ 平成30年8月30日	特定非営利活動法人 学生文化創造
	スチューデントコンサルタント認定試験	平成30年8月31日	特定非営利活動法人 学生文化創造

後 援	第15回全国大学コンソーシアム研究交流フォーラム	平成30年9月1日～ 平成30年9月2日	全国大学コンソーシアム協議会
	グローバルサイエンスキャンパス 平成30年度全国受講生研究発表会	平成30年10月7日～ 平成30年10月8日	国立研究開発法人 科学技術振興機構
	第16回男女共同参画学協会連絡会シンポジウム	平成30年10月13日	男女共同参画学協会 連絡会
	文部科学省科学技術人材育成費補助事業 「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ (連携型)」第4回平成30年度合同シンポジウム	平成30年10月19日	東京医科歯科大学
	大学のグローバル戦略シンポジウム2018	平成30年11月9日	みずほ証券株式会社
	サイエンスアゴラ2018 (年次総会)	平成30年11月9日～ 平成30年11月11日	国立研究開発法人 科学技術振興機構
	学生支援相談業務に関する研究会	平成30年11月14日～ 平成30年11月15日	特定非営利活動法人 学生文化創造
	The Asian Conference on Safety and Education in Laboratory 2018 (ACSEL2018)	平成30年11月21日～ 平成30年11月22日	ACSEL2018実行委員会
	第7回全国学生英語プレゼンテーションコンテスト	平成30年12月1日	学校法人 佐野学園
	第10回ユネスコスクール全国大会 持続可能な開発のための教育 (ESD) 研究大会	平成30年12月8日	文部科学省
	日本化学連合企画シンポジウム「大学の未来をどう 描くか」	平成30年12月26日	一般社団法人 日本化学連合
	学生と企業のためのダイバーシティシンポジウム 2019	平成31年1月23日	岡山大学
	全国大学・研究機関における男女共同参画・ダイ バーシティの推進状況に関するアンケート調査	平成31年2月15日～ 平成31年3月15日	日本学会会議
共催	なし		
協賛	なし		

7 監事の監査、会計事務所の確認状況

業務監査

監事の、中井勝己福島大学長、蓼沼宏一橋大学長が、平成30事業年度に開催された各理事会に出席し、業務の執行状況を確認した。

また、令和元年5月15日に平成30事業年度における事業報告書(案)に基づき、業務監査を実施した。

会計監査

出塚会計事務所による定期的な会計書類の確認等とともに、令和元年5月13日に平成30事業年度における会計書類の確認が行われた。

これに基づき、令和元年5月15日に平成30事業年度における会計監査を実施した。

8 登記・届出事項

- ・東京法務局 変更登記（理事の変更）
（登記年月日：平成30年 4月 1日）

一般社団法人 国立大学協会
理事、監事及び会長補佐の異動状況（平成 30 年度）

役 職	氏 名 (所 属 等)	異動年月日	異動事由
理 事	大 野 英 男 (東北大学長)	平成 30. 4. 1	就任
理 事	益 一 哉 (東京工業大学長)	平成 30. 4. 1	就任
理 事	眞 弓 光 文 (福井大学長)	平成 31. 3. 31	退任

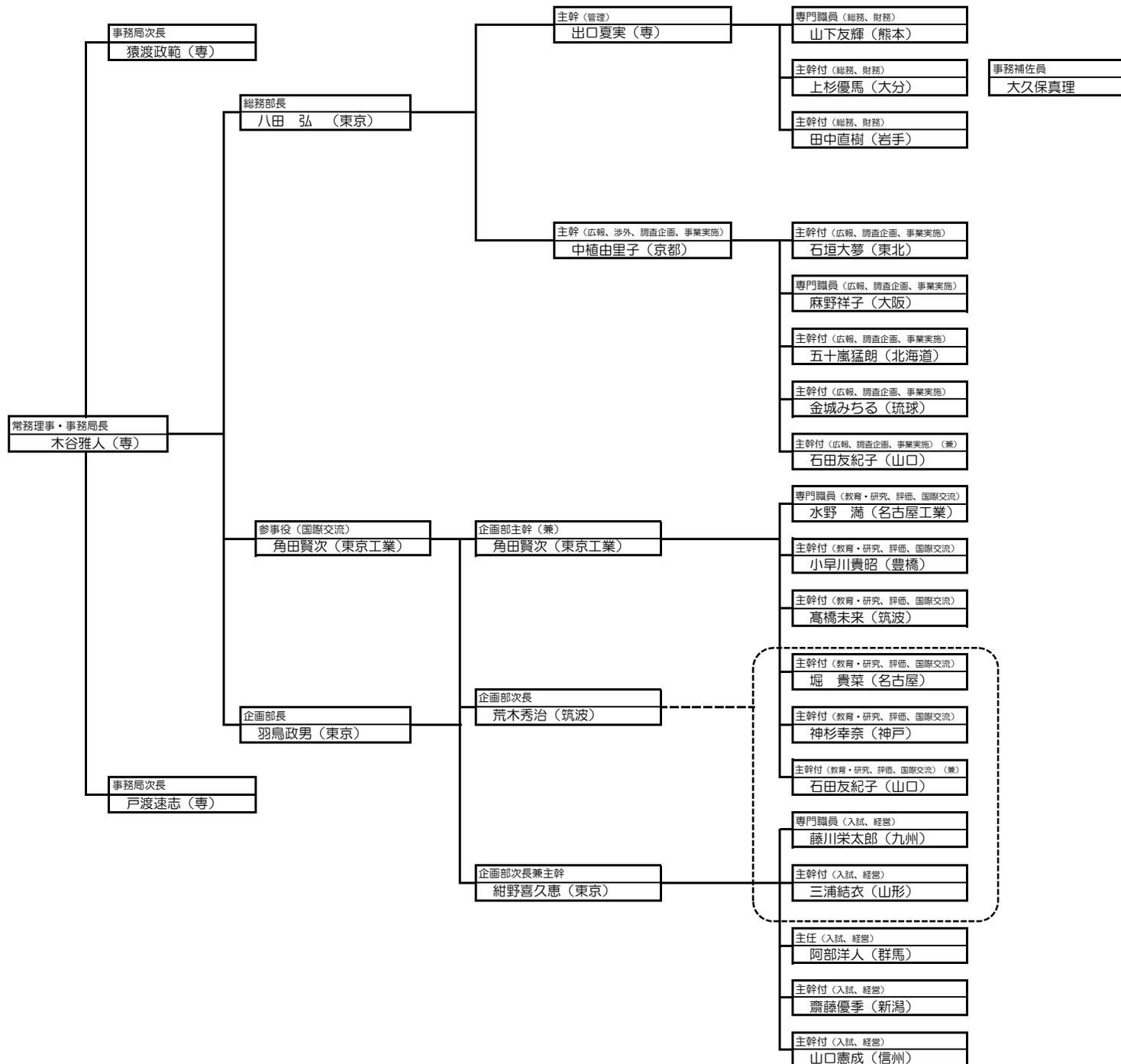
一般社団法人 国立大学協会
委員会委員の異動状況（平成 30 年度）

委員会名	氏名（所属等）	異動年月日	異動事由
入試委員会	大野英男（東北大学長）	平成 30. 4. 1	就任
事業実施委員会	益 一哉（東京工業大学長）	平成 30. 4. 1	就任
	眞弓光文（福井大学長）	平成 31. 3. 31	退任

一般社団法人国立大学協会 事務局体制

別紙3

2019年3月31日現在



総務・人事
理事会・委員委嘱手続
理事会・政策会議・総会
支部・会員対応総括
財務・経理
会費・旅費

広報委員会
広報実施、情報公開
職員採用試験全国広報
渉外
調査企画会議
事業実施委員会
総合損害保険運営委員会
総合損害保険事業
研修事業

教育・研究委員会
大学評価委員会
国際交流委員会

入試委員会
経営委員会
適格性審査会

別添資料

- 別添1 大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題（国語）の活用にあたっての参考例等について
- 別添2 これからの時代における本格的な産学官連携共同研究を推進する視点及び環境整備（中間まとめ）
- 別添3 国立大学の機能強化を促進させる組織・ガバナンスとそれに資する方法・制度改正等の在り方（論点整理）
- 別添4 国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革の基本的な方向性について
- 別添5 予算・税制改正要望書
- 別添6 国立大学法人制度の本旨に則った運営費交付金の措置を！（声明）
- 別添7 国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革に関する基本的な考え方について
- 別添8 国立大学の入学者選抜に係る試験問題及び解答例等の公表の取扱いに関する方針

大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題（国語）の 活用に当たっての参考例等について

平成 30 年 6 月 12 日

1. 趣 旨

「大学入学共通テストの枠組みにおける英語認定試験及び記述式問題の活用に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）に基づき、各大学における活用に当たってその活用に資する参考例及び留意すべき事項について示す。

なお、以下に示すのはあくまでも「参考例」であって、大学によって、又は同じ大学の中でも学部等によって、それぞれの方針に基づき水準や比重を独自に設定したり、ガイドラインに基づきつつ独自の活用方法を工夫したりすることについては、各大学・学部等が主体的に判断すべきものである。

2. 英語認定試験

（1）出願資格とする場合

出願資格とする水準の具体的な設定については、各大学・学部等が主体的に定める。

設定に当たっては、ガイドラインに示す通り「他の教科・科目との関連性も踏まえ、受験生の受験機会の確保について十分に配慮」し、英語認定試験の結果のみによって受験機会が著しく狭められることにならないよう留意することが望ましい。

具体的には、各大学・学部等の方針により、CEFR 対照表に基づき、その一定水準（例えば A2）以上を受験資格とすることが考えられる。

（2）加点方式とする場合

英語認定試験の結果に基づき共通テストの英語の成績に加点する点数の具体的な設定については、各大学・学部等が主体的に定める。

設定に当たっては、ガイドラインに示す通り「英語 4 技能の総合的な評価を重視するというこのたびの改革の趣旨を踏まえつつ、制度の大幅な変更による受験生や高等学校教育への影響を鑑み、英語全体に占める認定試験の比重については適切なものとなるよう十分に考慮」することが望ましい。

具体的には、各大学・学部等の方針により、英語認定試験の結果に基づく加点の点数を CEFR 対照表に基づく水準ごとに定め、その最高点が共通テストの英語の成績と合わせた英語全体の満点に占める割合を、英語 4 技能学習のインセンティブを与える観点から適切な比重（例えば 2 割以上）となるようにすることが考えられる。

なお、加点する点数の設定方法については、従来から一般入試の個別試験や推薦入試等において民間検定試験を活用しており、素点による水準の対照についての実績と知見がある場合などには、各大学・学部等の判断により、各英語認定試験の素点に応じて、CEFR 対照表に基づく水準を細分化した段階を設けて、段階ごとの加点の点数を定めることも考えられる。

(3) 出願資格と加点方式を併用する場合

各大学・学部等の方針に基づき、英語認定試験の結果について、出願資格としての一定の水準（例えば CEFR 対照表の A2）以上を設定するとともに、それを超える水準（例えば B1 から C1 以上又は C2 まで）ごとに加点する点数を定めて共通テストの英語の成績に加点するものである。

これらの具体的な設定については、(1) 及び (2) の場合に示した留意点を踏まえて、各大学・学部等が主体的に定める。

(4) 英語認定試験の実施・定着状況等の検証と見直し

(1) から (3) の具体的な設定の在り方については、国立大学協会において、今後の英語認定試験の実施・定着状況等を十分に検証しつつ、2024 年度以降の入学者選抜における英語 4 技能評価が円滑かつ適切に実施されるよう、必要に応じ見直しを行うこととする。

(5) 障害等のある受験生への配慮

障害等のある受験生については、各英語認定試験において合理的配慮が行われることになっているが、今後の状況を踏まえ、追記することとする。

3. 国語の記述式問題

国語の記述式問題の段階別成績表示については、ガイドラインに示す通り、その結果を点数化してマークシート式の得点に加点して活用することを基本とし、加点する点数の具体的な設定については、各大学・学部等が主体的に定める。

国語の記述式問題の出題及び成績提供の方法については、大学入試センターにおいて実施した試行調査（プレテスト）の結果、試行調査における記述式問題の問題数、構成、国語全体の試験時間等が共通テストにおいても維持されるとともに、同センターは、小問ごとの段階別表示のみならず、小問に応じた重み付けを行った上で 5 段階の「総合評価」としての段階別表示を示すとの方針が示されている。

このことを踏まえ、加点の具体的な方法については、例えば「総合評価」

の段階別表示の段階ごとに加点する点数を定め、加点する最高点がマークシート式の得点と合わせた国語全体の満点に占める割合を、全体の問題数、構成、試験時間等を勘案した適切な比重（例えば2割程度）とすることが考えられる。

これからの時代における本格的な産学官連携 共同研究を推進する視点及び環境整備（中間まとめ）

平成30年6月12日
一般社団法人 国立大学協会

I. 視点

「日本再興戦略 2016」においては、我が国が将来にわたって持続的な成長を遂げていくためには、イノベーションと人材育成の強化による第4次産業革命の実現が必要であるという基本的な考え方に立って、1つの重要な方針として、本格的でパイプの太い持続的な産学官連携を推進し、2025年度までに大学などに対する企業の投資額を現在の3倍とすることを掲げることを掲げた。2016年11月には、これを受けて設置された「イノベーション促進産学官対話会議」が「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を取りまとめた。この方針は、その後の「未来投資戦略 2017—Society 5.0 の実現に向けた改革—」にも引き継がれている。

本格的な産学官連携による共同研究の推進は、このように我が国の持続的な成長・発展に不可欠な喫緊の課題であり、ビッグデータとAIの活用から生まれたイノベーションにより、新たなビジネスモデルが誕生し、様々な分野で新たな価値が創出され、経済社会のパラダイムシフトの創起につなげ、次代を切り拓く人材を育成するとともに、地方創生にも大きく寄与することが期待されているものである。

このような期待に応え、企業から大学等への研究開発投資の3倍増という目標の実現をはじめ、国立大学が本格的な産学官連携共同研究を大きく発展させていくためには、以下に掲げる視点の下に、各大学が全学的な戦略を策定して個別に努力するのみならず、大学が連携して、複数の大学群・企業群によるオープンイノベーションを創出する取組を進めていく必要がある。

また、国立大学協会は、国立大学・大学共同利用機関の連合組織としての機能を発揮し、こうした各大学等の取組及び複数の大学の連携した取組を促進するために、様々な支援や情報提供を充実していく所存である。

1 大学・企業の組織間の連携による継続的で大規模な共同研究を推進する

- ・全学的な産学官連携組織を整備し、産学官連携の窓口としての機能を強化する。
- ・企業のニーズを総合的に把握し、多様な学問分野・部局を横断した体制の下に大学のシーズを幅広く動員して、種々の課題に対しチームを構成し解決に当たる。
- ・共同研究の進捗状況について全学的な産学官連携組織のマネジメント機能を強化する。
- ・産学官連携プロジェクトや知的財産の管理・マネジメントを強化するため、企業等の豊富な知識・経験を有する人材や、基礎研究の成果を社会へ活かす意欲をもった若手研究者を URA 等の専門人材として積極的に受け入れ活用する。
- ・産学協同講座・研究部門の受入れや企業の研究所のキャンパス内への誘致など、大学・企業の研究者間の恒常的な協働と対話が「組織」対「組織」としてできる場を学内に整備する。
- ・各国立大学が産学官連携組織の充実を図ることに加え、複数の大学がネットワークを構成し、各大学の特色を活かして補完・協力し合う体制を整備することや、大規模な大学が核となって組織的な産学官連携推進の機能・役割を果たす仕組みを構築する。
- ・それぞれの国立大学が有する、特筆する技術や知識等のシーズについて明確に示した上で、産業界の潜在的なニーズとのマッチングを促進し、社会実装に繋げるための仕組みを構築する。

2 長期的な未来社会ビジョンのもと、Society5.0 の実現を目指し、データ活用による新たな価値・ビジネスの創造、地方創生などの我が国の当面する課題に積極的に貢献する

- ・ Society5.0 の実現に向けて、数理・情報科学の社会・産業変革への応用やデータサイエンティストの育成を推進する。
- ・ サービス産業の生産性向上や観光・スポーツなどの新たな分野にも積極的に取り組む。
- ・ 個々の企業を越えた産業横断的な課題や新領域の分野に対して、大学群と企業群の間のオープンイノベーションに向けた文理の枠を越えた学際的な共同研究を推進す

る。

- ・大学と企業(群)との恒常的な意見交換の機会を構築し、長期的な未来社会ビジョンを双方で共有する場を設けるほか、大学から企業に対する提案型の共同研究にも取り組む。
- ・特に、地域との関係においては、自主的で持続的な地域社会創生に向け、地方自治体や地域の金融機関を含む企業・経済団体との対話の場を充実し、実験フィールドとしての地域の活用や、地域のイノベーションエコシステム構築を通じて、地方創生の核となる地方中小企業を含む産業の振興やイノベーションの創出に貢献する。
- ・基礎研究、応用研究から企業における実用化に至るまでの橋渡しを視野に入れて、大学の研究成果のイノベーションへの寄与度を向上させる。
- ・イノベーション創出を担う有力な大学発ベンチャーが今後ますます増加し、持続的に発展できるような支援体制を構築する。

3 産学官連携や共同研究を通じて、女性や外国人を含む多様な若手・中堅研究開発人材の育成を図る

- ・企業との共同により、企業の研究者と大学教員が協働し、優秀な人材に基礎的な研究のスキルを身に付けさせるとともに、実践的な指導を行う大学院博士課程教育プログラムを創設・充実させる。
- ・企業の技術者・研究者に対して、AIやIoTをはじめ、社会や技術の進展に対応した高度かつ先端的な知識・技術を習得させる大学院レベルのリカレント教育プログラムを企業と連携して創設・充実させる。
- ・共同研究への博士課程学生やポスドクの参画を推進し、企業の研究開発の実態を理解させるとともに、企業で活躍できる人材を養成する。その際、女性や外国人留学生等の参画も積極的に進め、企業と連携して、その後の活躍の場の開拓にも努める。
- ・共同研究に参加する博士課程学生やポスドクに対し報酬を支給することにより、インセンティブを付与するとともに、参加意識を高めるようにする。
- ・秘密情報の管理について、学位論文等における発表との関係を含め、あらかじめ企業との契約で明確に定めるとともに、参加する教員や学生に対して守秘義務を含む倫理教育を徹底する。

4 教員の産学官連携取組を一層推進するとともに、人事給与マネジメント改革を通じて、研究開発人材の大学・企業間の流動性を向上させる

- ・産学官連携の取組について、教員の業績評価の重要な項目の1つとして評価し、その処遇においてインセンティブ等を付与する。
- ・エフォート管理に基づき、大学・企業間のクロスアポイントメントを積極的に推進するとともに、企業との兼業の在り方について制度上の整理を行う。
- ・特に、大学教員に対して、企業における研究開発の意義・役割の理解を深めさせるとともに企業マインドの理解も含めて、大学から企業へのクロスアポイントメントや企業における卓越研究員等による、産業界との新たな交流を促進・拡大する。

5 産学官連携を大学の財務経営戦略の重要な柱と位置付け財政基盤を強化する

- ・学長のリーダーシップの下、中長期的な財務経営戦略の観点から、本格的・持続的な産学官連携による外部資金の獲得に向け、戦略的・積極的に大学全体で取り組んでいく。
- ・研究開発及びその基盤となる基礎研究の底上げや、ポスドクを始めとした若手研究員の採用と処遇改善及び URA 等専門人材の安定的雇用に資する観点から、間接経費及び戦略的産学官連携経費のそれぞれの必要性・目的や効果を地域の企業を含めた産業界に対して明示し理解を得ることにより、これらの経費の確保に努める。
- ・知的財産の維持や譲渡等の棚卸しの判断を含む適切な知的財産マネジメントの体制を構築して、ライセンス収入の増大に努める。
- ・共同研究成果の実用化の方法として、大学発ベンチャーへの投資を呼び込むためのファンドを個別大学のみならず複数大学の共同により創設する。

6 本格的な産学官共同研究に向けた産業界への期待について

- ・企業の中長期的な展望及び課題、そして未来社会のビジョン策定について、大学は、幅広い基礎も含めた研究と人材育成の観点からも、そのパートナーとしての力を有している。産業界においては、それらを大学と共有し、連携しながら、解決策・改善策を共同研究によって創出し、連続的・持続的なイノベーションによる、我が国の社会的発展に向けたパートナーとして支援と期待をいただき共に歩んでいきたい。

II. 環境整備

上記 I で述べた、本格的な産学官連携共同研究の推進、大型共同研究のプラットフォームの拡大・深化を図るため、政府においては、以下のような取組みの推進・検討を図りたい。

【産学官連携組織機能の強化】

- ・ オープンイノベーション推進に直結する産学官連携マネジメント機能の抜本的強化（産学官連携組織の改革）に向けた支援（連携・協働施設等の整備を含む）
- ・ 大学間連携による産学官連携機能の高度化・共有化や、海外の大学・企業との連携強化や大学発ベンチャーの海外展開への支援

【産学官の資金の好循環】

- ・ 全国的な産学官によるプラットフォームを構築し、選定された分野あるいはテーマの研究を長期的に個人、組織またはそれらのグループの連携に対して支援する、産学官の協力による基金の創設支援
- ・ オープンイノベーション機構の整備の拠点倍増や、産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（OPERA）の予算拡充等、オープンイノベーション促進システムの飛躍的拡充
- ・ 共同研究等により獲得した外部資金を基にして大学が基金を創設する等し、大学の幅広い学問分野の基礎研究の維持等に柔軟に使用できるようにする制度改正
- ・ 産業界からの資金獲得額に応じて公費の一部を配分する制度の検討等、産学官連携におけるマッチングファンドの推進
- ・ 間接経費及び戦略的産学連携経費の確保・充実が、研究開発及び産学官連携の基盤となる各種の環境整備や基礎研究の充実のために不可欠であることについての各方面の理解促進

【我が国の知の好循環】

- ・ 各大学に分散する優れた知財の効果的管理・運用を進めるための体制整備や専門的助言、専門人材の派遣等の支援

【産学官の専門職人材の好循環】

- ・ クロスアポイントメント制度の積極的な活用を通じた人材の流動化促進のための制度改善やモデル事例の提示等の支援
- ・ 研究力の向上に資する URA の認証の仕組みの構築による URA の資質向上と流動性の向上の支援

Ⅲ. 国立大学協会の取組

国立大学協会としては、上記Ⅰの視点による取組を促進し、かつ、上記Ⅱに示した環境整備が実現されるように、以下の取組を充実するとともに、政府における本格的な産学官連携共同研究の推進や大型共同研究プラットフォームの拡大・深化に向けた制度の検討へ積極的に参画していく所存である。

- 1 各大学の産学連携担当役職員（URA を含む）を対象とする研修会や意見交換・情報共有の機会の提供
- 2 各大学における優れた取組事例の収集と情報提供
- 3 産業界・行政関係者と大学関係者の間における様々なレベルでの緊密な意見交換の実施
- 4 各大学の取組推進における各種課題の把握とそれらの解決のための方策や制度改善の在り方に関する継続的検討

国立大学の機能強化を促進させる組織・ガバナンスと それに資する法・制度改正等の在り方（論点整理）

平成30年6月15日
一般社団法人 国立大学協会

はじめに

少子化が進行し、アジアの大学の台頭をはじめとする国際的な競争環境が更に激化する中で、我が国が高度知識基盤社会をリードする存在であり続けるためには、国立大学が高度で多様な教育研究を推進し、国立大学全体として、優れた人材を育成する場にふさわしい規模と体制を保持することが不可欠である。

とりわけ Society5.0、地域創生、グローバル化、人生100年時代などの社会変化の中で、イノベーションを創出し、我が国及び地域の発展に貢献するとともに、グローバル社会において活躍できる人材を、日本人のみならず海外の優れた人材を含めて育成していくことが急務である。

また、そのための財政基盤については、国による基盤的経費の安定的確保を得つつ、個々の国立大学が各方面の理解を得て多様な財源確保に努める必要がある。

国立大学がこのような使命を自覚し、強み・特色を一層生かして地域・国・世界に貢献するための、国立大学法人の組織・ガバナンス及びそれに資する法・制度改正等の在り方に係る論点を以下に示す。

Ⅰ 連携・統合

限られた資源を有効活用して、全都道府県に少なくとも1つの国立大学（キャンパス）を維持しつつ、多様なニーズに応える教育研究機能を強化し、イノベーションの創出を促進するためには、国立大学間のみならず公私立大学との協働が必要であり、そのためには、以下のような観点を踏まえた連携の強化と統合の推進を図り得る制度の構築が極めて重要である。このとき、各大学が最大限の機能強化を実現するためには、その特性や地域性等に応じて、多様な連携・統合を可能とすることが不可欠である。

Ⅰ-1 大学間の連携の強化

- 大学間連携、特に国公立大学間の連携については、現在、各地域において大学コンソーシアム等の取組が進んでいるものの、それぞれの財務制度等が大きく異なり、また、連携体制そのものに予算を付けられないこと、各法人の独自性が強いことなど、連携を強化するに当たって多くの課題がある。
- このことから、連携体としての事業モデルを有するような“強い連携”の構築を後押しする施策が必要である。特に、地域の大学間の連携においては、地域創生やイノベーションの強化の観点から、地方自治体や地域の産業界をはじめとする大学外の声を積極的に取り込むとともに、国や地域からの多様な財政支援を有効に組み合わせて活用できる仕組みが不可欠である。
- その施策として、例えば、独立した法人格を持ち、参加する大学等の機能の分担及び教育研究や事務の連携を推進することを目的とする「大学等連携推進法人」を創設することも効果的と考えられる。

Ⅰ-2 国立大学等間の多様な枠組みによる連携・統合

- 各国立大学の特性や地域性等を踏まえた連携を進めるためには、後述する1法人複数大学制度以外にも、複数の大学が業務の一部を共同して行う一部事務組合の導入や一定の事務等を共同で処理するための株式会社への出資を可能にするなど、多様な枠組みが活用できるような制度を整備すべきである。
- また、国立大学間にとどまらず、高等専門学校、共同利用機関法人等との連携・統合も一つの形態として考えられる。

1-3 国立大学の1法人複数大学制度

- 国立大学法人における1法人複数大学制度の導入の一義的な目的は教育研究機能の強化にある。すなわち、各大学がその特性や地域性等を踏まえ、経営統合によって教育研究機能の強化を実現することができる場合には、それを可能とする制度とすべきである。
 - ・ 具体的には、統合した法人内での専門分野の再編による教育研究機能の強化や特色の明確化、あるいは分野を越えた連携方策等をより戦略的に実行することが可能となり、法人全体の教育研究の高度化やシナジー効果を生み出し、イノベーション創出の促進と国際競争力の強化につながることを期待できる。また、様々な面においてスケールメリットを生かすことが可能になると考えられる。
 - ・ さらに、各大学（キャンパス）が地理的にある程度離れている場合であっても、ICTの活用や各種事務手続き・システムの共通化・共同化を図ることにより、資源の有効活用、コスト削減、業務の効率化・合理化等を通じた経営基盤強化が可能になると考えられる。
- その制度設計においては、各大学の個性を生かすこと、組織の肥大化や意思決定手続きの複雑化を招かないようにすること、法人と大学の関係を適切に整理し、法人全体としての戦略に基づく経営を可能にするとともに各大学のガバナンス機能を維持することなどに留意すべきである。
- また、具体的な形態は各大学の特性・規模や地域性等に応じて多様であることから、法制上はその在り方について一定の方向性を示しつつも、多様性を最大限許容できる柔軟な設計とすることが重要である。
- 例えば、役員をはじめとする役職者や役員会等の会議体については、法制上必置とするものは最小限に留め、組織の肥大化や意思決定手続きの複雑化を招いたり、各法人の特性・規模等に応じた体制の構築や将来における経営体制の改革を阻害したりすることのないようにすべきである。
 - ・ 「法人の長」と複数の「学長」の基本的な関係・役割を明確にするとともに、「法人の長」については、各法人の設置する選考会議の議を経て選考された者を文部科学大臣が任命することとすべきである。また、「学長」については、法人及び各大学のビジョン・戦略を踏まえ、法人が選考会議を設置して選考・任命することとなると考えるが、学校法人や公立大学法人と同様に、「法人の長」と「学長」の兼務を認めるかどうかについては各法人の判断に委ねるべきである。
 - ・ 「理事」及び「役員会」は法人に置き、その構成については、設置する複数の大学の学長を含め、法人全体としての戦略を検討することができるように留意すべきである。
 - ・ 「経営協議会」は法人に置き、関係する地方自治体や産業界等との調整・協議を含む幅広い議論を行い得るものとすべきである。また、「教育研究評議会」は各大学に必置とした上で、各法人の判断により、法人全体としての教学の基本方針を議論する機関を法人に置くことや、学外の意見を取り入れる機関を各大学に置くことなども可能とすべきである。
 - ・ 法人の「中期目標・中期計画」の策定やそれに基づく「評価」においては、法人としてのビジョン・戦略や一体性ととともに、各大学の個性・主体性が重視されるような仕組みとすべきである。
- 具体的な法人の統合については、各法人の長期的な戦略に基づき、それぞれがメリットを生かすことができるよう、法人間で十分な調整・協議を行うことはもちろん、関係する地方自治体や地域の産業界をはじめとする学外のステークホルダーの意見を聞いてその理解を得ることが不可欠である。

1-4 連携・統合の展開

- 連携・統合の枠組みは、グローバル化への対応や産業界と連携した大学院レベルの高度なリカレント教育の推進等にも活用することが期待できる。例えば、大学が共同して外国人留学生のリクルート（広報、学生募集、選抜等）や日本語教育等を実施することなどが考えられる。また、各大学

の海外オフィス、JASSO、JSPS、JST、国際交流基金の海外オフィスの連携による機能強化の検討も望まれる。さらに、ICT やデータサイエンスなどの特定分野において、複数の大学が関連する産業団体と連携して、高度なリカレント教育を行う大学院の共同教育課程を提供することも考えられる。

II ガバナンス

上述した連携・統合の推進をはじめ、多様な人的資源を活用した多様な教育研究を実現していくためには、大学のガバナンス体制の強化による教学ガバナンス及び経営力の強化が極めて重要である。

II-1 役員等の在り方

(1) 学長

- 教学ガバナンス及び経営力を強化する観点から、各国立大学法人が規模や特性に応じたガバナンス体制を敷けるよう、以下のように国立大学法人法の改正を検討すべきである。
 - ・ 各法人の判断により、必要に応じて、学長の他に、一定事項については専ら権限と責任を有する新たな役員を置くことを可能とする。その権限等の具体的な範囲については各法人で定めることとする。
 - ・ 各法人の判断により、必要に応じて、「法人の長」と「学長」をそれぞれ置くことを可能とする。このとき、法制上はそれぞれの基本的な役割及び「法人の長」の選任の在り方（各法人の設置する選考会議の議を経て選考された者を文部科学大臣が任命する）を示し、「学長」の選任の在り方は各法人の判断に委ねることとする。

(2) 理事

- 教学ガバナンス及び経営力の強化を図るためには、高等教育を取り巻く国内外の現状や動向を理解した上で、諸課題の解決に向けた戦略・マネジメントの在り方を構想し実行していくことのできる優れた人材を広く求め、理事等の経営層に登用していくことが不可欠である。
- そのためには、まず学内の人材について、大学の経営に参画する経験を積ませたり、研修の機会を提供したりするなどして、組織的に人材育成を行うよう努めるべきである。
- また、大学において社会のニーズに応える多様な教育研究活動を推進し、かつ、新たな視点や知見を大学経営に生かしていくためには、学外からも各方面の多様な人材に登用し、学内外の優れた人材による経営層の厚みとダイバーシティを確保することが必要である。
- このため、国立大学協会においては、大学経営で求められる能力の養成や国内外の人的ネットワークの構築を目的とした研修プログラムを充実させ、各大学のニーズに応じて、現職理事やそれを目指す教職員等の資質・能力の向上とそのネットワークの拡大に努める。将来的には、この研修プログラムに大学経営に参画する意欲がある企業人等も参加できるようにすることも検討する。
- 一方、現行の国立大学法人法では、大学の規模等に応じて理事数が2～8名の範囲で大学ごとに定められている。各国立大学法人の理事に課せられる責任と業務内容は規模の大小を問わずますます多様かつ重大になっており、この規定は、すべての国立大学、とりわけ小規模大学にとって経営層の厚みとダイバーシティの確保による経営力の強化を図る上での障害となっている。したがって、国立大学法人法について、理事数の規定の撤廃あるいは大幅に緩和するような改正を検討すべきである。
- なお、国立大学法人においては、産業界等の学外において長年にわたる豊富な経験を有する人材を、教授やURA等の教職員として採用することも広く行われており、このように学内外の状況を知悉するとともに経営面の識見も備えた優れた人材を理事として登用している事例もある。外部人材の理事への登用については、こうしたことも含めて考えるべきである。

- さらに、各国立大学法人においては、理事のみならず、監事及び経営協議会の委員として外部人材が大きな役割を果たしており、後述するようにその機能の一層の強化に努める必要がある。
- また、国立大学法人の理事等が、民間企業等に対して様々な立場で専門的見地から助言を行うことは、大学の社会貢献や連携の観点からも有意義であり、その責任や利益相反等の想定される課題を整理し、積極的に後押しするよう検討すべきである。

(3) 監事

- 監事については、より効果的・明示的に牽制機能を果たす方策を検討すべきである。例えば、文部科学省が主導して監事としての資質・能力を持つ人材の確保と情報提供を行うことなどが考えられる。
- また、監事間の連携を強化する仕組みとして、例えば、監事協議会を活用することなどの検討が望まれる。

II-2 経営協議会の機能強化の方向性

- 経営協議会は、経営に関する重要事項を審議する機関として各国立大学法人に設置され、現在も学外委員等からの意見を取り入れて経営力強化につなげる重要な役割を果たしている。各法人においては、これを一層活性化させ、社会のニーズに応える経営改革の在り方について議論するなど、大学経営に学外の意見を生かす取組を更に進めるべきである。
- 国立大学協会においては、経営協議会の役割や機能を一層発揮させる観点から、各法人におけるその構成や運営上の工夫について情報を収集し、参考となる取組の共有を進める。

II-3 教育研究評議会等の在り方

- 教育研究評議会は、各部局の長などの大学の教員組織の代表をはじめ、学内の教育研究に携わる専門家集団の意見を教学面の方針に反映するための重要な機関であるが、その規模の適正化や部局長会議等の他の会議体との役割分担等により、その機能を一層活性化させるよう努めるべきである。
- また、社会のニーズに応える多様な教育研究の在り方を検討する観点から、教育研究評議会において学外の有識者等との意見交換の機会を設けたり、教育研究評議会とは別にステークホルダーから教学面の方針についての意見を聞く場を設置したりすることも考えられる。

III 財務制度改革の方向性

III-1 多様な財源確保

- 国立大学は、法人化以降10年以上にわたる運営費交付金の削減や施設整備費補助金の減少、さらには消費税率引き上げや光熱水料・電子ジャーナル等の諸経費の高騰による厳しい財政状況の下で、若手教員の減少や施設設備の老朽化が進み、教育研究の基盤維持にも困難な状況に直面している。国立大学が教育研究機能の強化を推し進めるには、上述のようなガバナンスの強化や長期的な見通しに基づく戦略的・安定的な大学経営が基盤として極めて重要であり、大学の裁量で用途を決定できる運営費交付金及び安全・安心な環境を確保する施設整備費補助金の増額がその土台として、そして我が国の持続的発展のための投資として不可欠である。
- その上で、新たな社会的ニーズに応え、国立大学における教育研究を更に多様化し発展させていくためには、運営費交付金の安定的確保はもとより、次に述べるような外部資金、自己収入等の拡充や資産の活用・運用等により、財源の多様化を実現することも必要である。

(1) 長期借入金・債券発行

- 長期借入金の借入れ及び国立大学法人債券の発行については、病院や寄宿舍の整備等に加え、スポーツアリーナ等にも対象を拡大するとともに、当該事業による収入のみを償還原資に充てる場合以外の借り入れも可能とするなどの要件緩和を検討すべきである。

- 国立大学法人債券については、その発行・管理には多大なコストが掛かるなどの問題があることから、例えば、大学改革支援・学位授与機構債券を拡充し、それを活用するような方向性も考えられる。

(2) 民間からの資金受入れ

- 全国的な産学官プラットフォームの構築による産学共同研究の推進
 - ・ 大学が民間企業の研究開発投資を積極的に受け入れ、本格的な産学共同研究によるオープンイノベーションを推進するために、全国的な産学官によるプラットフォームを構築し、選定されたテーマの研究を長期的に個人、組織又はそれらのグループに対して支援する基金（いわば産学連携・応用研究版の科研費）を産学官の協力により創設することを検討すべきである。
 - ・ 地域レベルのイノベーション創出についても、同様に、大学、公設試験研究機関、地元企業及び地方自治体を有機的に結び付けた産学公プラットフォームを構築し、民間資金の受入れを促進しつつ教育研究両面の連携を推進すべきである。
- 共同研究における費用負担の適正化
 - ・ 「組織」対「組織」の本格的な共同研究を推進するために、現在は平均10%台となっている間接経費について、産業界にその必要性についての理解を求め、少なくとも30%以上を確保するよう努めるべきである。
 - ・ さらに、共同研究に大学院学生やポスドクを大学が雇用する形態で積極的に参画させ、その雇用経費を企業が産学連携推進経費として負担する制度の導入を促進すべきである。
- PFIの活用促進
- 戦略的・安定的な経営基盤構築に向けた知財収入や間接経費収入等の産学連携活動による収入の積立や基金の制度化

(3) 寄附の促進

- 個人寄附に係る税額控除の対象の拡大（修学支援のみならず教育・研究活動全般に）

(4) 収益事業・資産活用

- 施設（土地・建物）の第三者貸付の推進（ガイドラインの策定や実際の活用事例の情報共有）
- キャンパスへの企業の研究所誘致による産学連携の推進
 - ・ キャンパス内において企業の設置する研究用施設・設備に対する税制上の特例措置（固定資産税の優遇等）の創設
- 収益事業の範囲及び出資対象の拡大
 - ・ 大学の教育研究成果に基づく専門知識・ノウハウを活用したコンサルティングや派遣事業や当該業務を実施する子会社の設立等

III-2 資産運用

- 余裕金の運用については、個々の大学が行うにはリスクとコストが高く収益も上がりにくいことから、例えば、資産を管理・運用する専門性を持った法人と複数大学がまとまって委託契約を締結するような仕組み、あるいは大学の資産管理運用機関（日本版コモンファンド）を設置するような方向性も考えられる。

III-3 耐用年数の長い資産のメンテナンス、更新（廃棄・再取得）等を可能とする財源確保と財務システム

- メンテナンス・更新等のための積立や基金の制度化

III-4 授業料の在り方

- 学士課程においては、標準額から20%までは各国立大学法人の判断により増加させることができる制度の活用の在り方を検討すべきである。
- 大学院の教育プログラムは、研究者養成から高度専門職業人養成まで、極めて多様であり、大学院の授業料については、各国立大学法人の判断により、各教育プログラムの目的・対象・内容・コストに合った授業料設定が柔軟にできるようにすることを検討すべきである。
- 留学生の授業料については、各国立大学法人の判断により、標準額の20%を超えて設定することも可能とすることを検討すべきである。
- いずれの場合においても、授業料の増収に伴って運営費交付金が削減されることがあってはならないことはもちろんであり、運営費交付金の安定的・確実な措置が議論の前提として不可欠である。また、各国立大学法人は、増収分により教育内容・環境の充実を図るとともに、経済的に困難な学生や成績優秀者に対する授業料減免等を充実することにも留意すべきである。

IV まとめ（要望事項）

上述の事項を実行に移すために、以下のことを要望する。

IV-1 1 法人複数大学制度等の導入に関する要望

- 1 法人複数大学や一部事務組合等の設置を可能とする自由度の高い法改正と、それを活用した多様な取組を実現するための推進経費の措置

IV-2 ガバナンス改革に関する要望

- 法人の長、学長等の在り方を検討の上、役員の配置、職務・権限、選任に関する法改正
- 理事の員数の制限を撤廃する法改正
- 大学経営人材育成のための研修プログラムの策定及び実施のための経費の措置

IV-3 財務制度改革に関する要望

- 長期借入金の借入れ及び国立大学法人債券の発行が可能な事業の要件緩和の検討
- 大学改革支援・学位授与機構債券の発行要件等の拡充の検討
- 全国・地域における産学官（公）プラットフォームの構築と基金の創設による共同研究等の推進
- 国立大学法人が行うことができる収益事業の範囲及び出資対象の拡大の検討
- 資産運用を複数の大学が共同して行うことができるような仕組みの検討
- メンテナンス・更新等のための積立や基金の制度化等、国立大学の財務制度改革に資する国立大学法人会計基準の見直しの検討
- 運営費交付金の安定的・確実な措置を前提とした授業料設定の柔軟化の可能性の検討

国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革
の基本的な方向性について

平成30年 6月28日
一般社団法人 国立大学協会
会長 山 極 壽 一

去る6月15日に、「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「未来投資戦略2018」及び「統合イノベーション戦略」が閣議決定された。

いずれにも国立大学に対する期待と改革が記載されており、特に人事給与マネジメント改革の重要性が強調されている。

国立大学は、現在、少子高齢化、地域創生、グローバル化、人生100年時代などの社会変化の中で、各大学の強み・特色を一層活かして地域・国・世界に貢献するための様々な改革に懸命に取り組んでいるが、法人化以来の運営費交付金の削減により、人件費の削減、教員数の削減を行わざるを得ず、それが教育研究基盤の弱体化をもたらす深刻な弊害をもたらしている。

一方、この間、高等教育の国際競争の激化による国立大学の国際的な存在感の低下や企業における研究活動の低下もある中で、あらためて国立大学への期待が急速に高まってきた。

国立大学協会は、そのような状況を踏まえ、これまで取り組んできた改革の一層の推進と必要な資金の確保に真摯に取り組み、国立大学の教育研究機能の強化に全力を傾注する所存である。

その重要な柱が人事給与マネジメント改革であり、若手教員をはじめとする多様な教員を確保するとともに、各教員のモチベーションを高め、教育研究活動等の活性化を図ることが急務であると認識している。

以上を踏まえ、ここに国立大学における今後の人事給与マネジメント改革の基本的な方向性を明らかにするものであり、このような取組について、ぜひ政府や産業界をはじめ、各方面のご理解とご支援をいただきたいと考えている。

- 1 全学戦略に基づく教員配置を可能とする全学的な人事システムを構築し、各世代の人員構成バランスを配慮しつつ、若手、女性、外国人などの雇用を促進して多様で優秀な人材を確保する。
- 2 教員・研究者の流動性を向上させ、年齢・性別、国籍等を問わず、優秀な教員・研究者が十二分に活躍できるチャンスを創出し、多様でダイナミックな教育研究活動が可能なキャンパスをつくる。特にワーク・ライフ・バランスを推進するため、育児・介護支援や保育園の整備など、職場の状況に対応した働きやすい職場環境を整備する。

- 3 適切なエフォート管理、支援体制の充実、諸業務の効率化等により教員の研究・教育に充てる時間を確保し、研究面での生産性向上や学生の様々な学修活動への指導充実など教育研究活動の一層の活性化を図る。
- 4 学問分野等の特性に応じた教員業績評価の運用を一層実質化し、各大学で運用している月給制、年俸制等の様々な給与制度について、業績評価の結果が処遇にメリハリを持って適切に反映される仕組みの整備を進めることを基本的な考え方とし、教育研究意欲の向上と活性化につながるような人事給与システムを実現する。
- 5 国立大学間や国立研究開発法人との間のみならず、公私立大学や民間企業、海外の大学・研究機関との間でのクロスアポイントメントの導入を積極的に進め、教育研究上の連携を促進するとともに教員の研究力・流動性を高める。
- 6 運営費交付金に加え多様な外部資金（海外資金を含む）の獲得を一層推進し、これら資源の一体的かつ柔軟な活用により雇用財源を確保して、若手教員等の雇用促進をはじめ、大学のミッション達成に必要なポストの戦略的な確保・運用を実現する。

国立大学協会においては、以上の基本的な方向性に沿って、その実現のための具体的な改革方策について、さらなる検討を早急に進める所存である。

これらの人事及び給与に関する改革の実現のためには、将来にかけての安定的な財源の確保が必須である。したがって、この改革を支える基盤的経費である運営費交付金の安定的・確実な措置と将来にわたる財政計画を明示するとともに、改革を促進・加速化するための財政面の支援や税制改正・規制緩和等の制度面での環境整備を行うことを国に強く要請するものである。

また、これらの改革は、組織・ガバナンスや教育研究体制の改革とともに、国の将来を見据えて総合的かつ着実に進めていく必要があり、短期的・一面的な評価に基づく不安定な財源措置に陥ることのないよう留意すべきである。

さらに、将来の我が国を担う若手教員の育成・雇用の促進及びテニュアトラックからテニュアに至るキャリアパスの整備と安定的なポストの確保については、国においても、財政支援等を含む特段の配慮を願いたい。

最後に、我が国の研究力の向上のためには、国立大学のみならず、公私立大学、研究開発法人、民間企業等においても同様の改革を進め、セクターを越えた教員・研究者の流動性の向上と連携協働の促進を図ることが不可欠であり、国においては、省庁の枠を越えてそのための諸施策を総合的に推進することを要請する。

【趣旨説明】

このたび、政府の基本方針を示す「経済財政運営と改革の基本方針2018」等の文書において、国立大学教員に係る年俸制の拡大を含む人事給与マネジメント改革の推進が示されている。

各国立大学法人においては、現在、各方面の期待に応え、また将来の社会変化を見据えて、高度な教育研究を通じて地域・国・社会に貢献すべく懸命の取組を行っているが、教育研究の活性化を一層促進するために、人事給与マネジメント改革を行う必要性は強く認識している。

一方、実効性のある改革を進めるためには、次のような視点が不可欠である。

- 改革は、個々の教員のモチベーションを高め、教育研究活動の活性化を促進することを第一義とするものでなければならない。
- 研究者コミュニティ全体の流動性を高め活性化を図るためには、国立大学のみならず、セクターを越えた一体的な改革を進めなければならない。
- 若手研究者等の雇用の促進や研究時間の確保などの教育研究環境の改善につながるものでなければならない。
- 各国立大学法人が、長期的な見通しを持って、中期目標・計画に沿って主体的かつ戦略的に改革を進められるよう、安定した財政的及び制度的な基盤が確保されなければならない。

今後、政府において、人事給与マネジメント改革に係る具体的な制度設計等を進められることにかんがみ、国立大学協会として、上記の視点に基づいて考え方を明確に示すことが急務と考えたため、このたびの「基本的な方向性」を明らかにしたものである。

国立大学協会においては、「基本的な方向性」の実現のための具体的な改革方策について、さらなる検討を早急に進め、積極的に提言を行っていく所存である。

平成30年8月24日

文部科学大臣
林 芳 正 殿

一般社団法人 国立大学協会
会 長 山 極 壽 一

平成31年度予算における国立大学関係予算の充実及び
税制改正について(要望)
——国立大学が我が国の発展に貢献し続けるために——

国立大学（大学共同利用機関を含む）は全国及び各地域の高度な教育研究の拠点として有為な人材と優れた研究成果を生み出し、学術研究を基盤とした我が国の発展にこれまで大きく貢献してきました。

そして、現在、少子高齢化、地域創生、グローバル化などの重要な社会的課題が山積する中で、国立大学は、各大学の強み・特色を一層活かして地域・国・世界に貢献するための様々な改革に懸命に取り組んでいますが、法人化以来の運営費交付金の削減により、人件費の削減、常勤教員数の削減を行わざるを得ず、それが教育研究基盤の弱体化をもたらす危機的な状況に直面しています。

一方、Society 5.0の実現に向けたイノベーション・エコシステムの創出のために国立大学が果たすべき役割への期待は急速に高まっており、6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「未来投資戦略2018」や「統合イノベーション戦略」などにおいては、いずれも国立大学のさらなる改革の必要性が記載され、特に経営力の強化、人材流動性の向上、若手教員等の活躍促進の重要性が強調されています。

こうした状況を踏まえ、国立大学は教育研究機能の一層の強化・活性化を図るとともに、それを支える経営力の強化や人事給与マネジメント改革に真摯に取り組み、各学長のリーダーシップにより「地域と国の発展を支え、世界をリードする国立大学!!」の実現に向けて全力を傾注する所存です。

国立大学が、以上の改革を着実に実現することができるようにするため、基盤的経費である運営費交付金の確実な措置及び安心・安全で国際的に魅力ある教育・研究環境の整備のための施設設備費補助金等の拡充を強く要望するものです。

なお、国立大学の運営費交付金制度については、本来、国立大学の持つ教育研究の特性に配慮し、6年間の中期目標期間において、各大学がそれぞれの経営戦略に基づき、

学長のリーダーシップのもと、中期的な見通しを持って自律的に教育研究や社会貢献活動を推進することができるよう創設されたものであり、中期目標期間においては「渡し切り」の運営費交付金を安定的に確保し、6年間の成果を厳格に評価した上で、それを次期の中期目標期間の運営費交付金に反映することが基本的な在り方であると考えています。短期的な評価による不安定な財源措置は、自律的・戦略的な経営や改革の推進を困難にするとともに、各種業務の計画変更が余儀なくされ、非効率を生ずることにもなります。したがって、運営費交付金については、予算額の確保とともに、中期目標期間における見通しを明確に持つことができる、長期的かつ安定的な制度の確立をぜひとも願うするものです。

他方、新たな社会的ニーズに応え、国立大学における教育研究をさらに多様化し発展させていくためには、運営費交付金のみに依存するのではなく、自ら外部資金、自己収入等の拡充や資産の効果的活用・運用により、財源の多様化を実現することが必要であると認識しています。近年の個人寄附に係る税額控除の導入や評価性資産の寄附に係る非課税要件の緩和、さらには資産運用に係る規制緩和は、国立大学のこうした努力を強く後押しするものであり、引き続き多様な財源確保のための各種の制度的・法的基盤を整備していただくよう願います。特に個人寄附については、平成28年度の税制改正を追い風にして大幅な増という実績を挙げることができましたが、さらなる拡大を図るために、税額控除の対象を修学支援のみではなく教育研究活動への支援全般に拡充していただきますよう要望いたします。また、その他教育研究活動の一層の推進に資する各種税制上の措置についても願うするものです。

最後に、平成30年6月の大阪府北部地震及び平成30年7月豪雨により、地域の多数の住民が被災されるとともに、国立大学の多くの施設・設備も甚大な被害を受けました。このことについても、ぜひ格別のご配慮を願います。

要望事項一覧

I 基盤的経費の拡充

- 1 国立大学法人運営費交付金等の増額を行うこと 1
- 2 国立大学施設整備費補助金及び施設設備管理維持費の確保・充実を行うこと 2
- 3 国立大学附属病院に対する財政的支援の確保・充実を行うこと 3
- 4 科学研究費助成事業（科研費）予算の拡充を行うこと 4

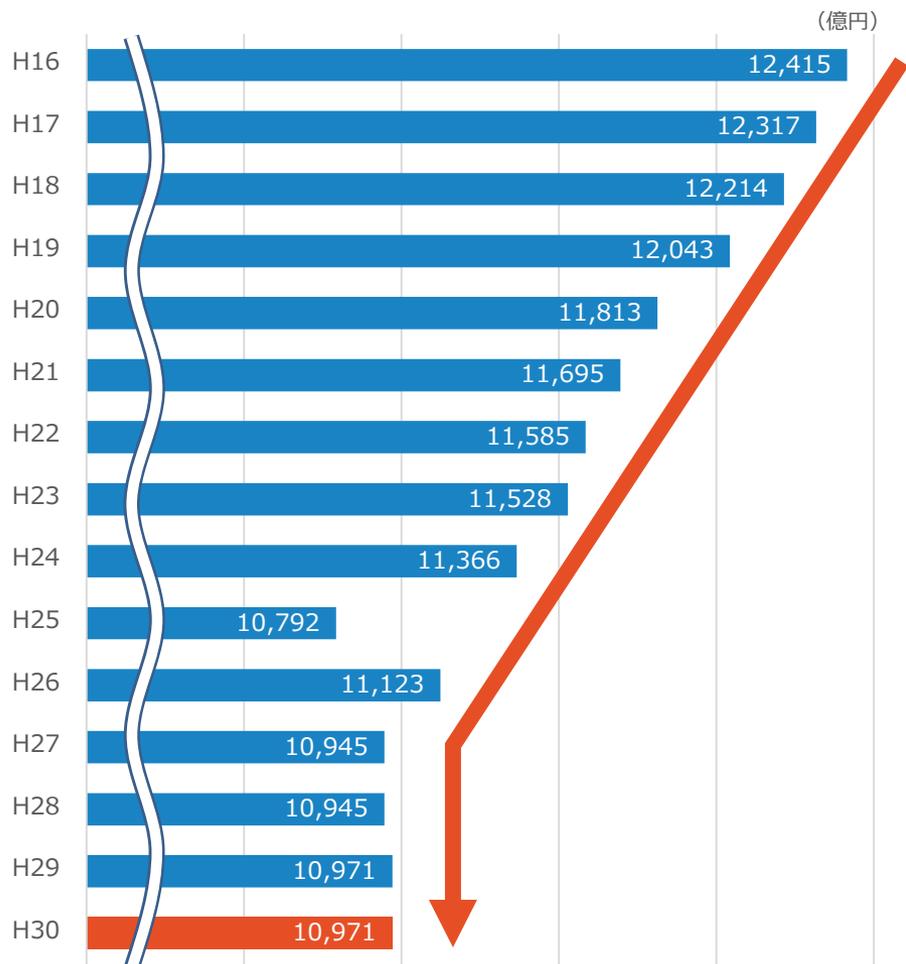
II 重点課題への対応

- 1 重点政策に係る各種補助金の安定的措置を行うこと 5
- 2 若手研究者の確保と育成のための支援（大学院を含む）を拡充すること 6
- 3 地方創生の中核的機能を果たす大学への支援を拡充すること 7
- 4 本格的産学連携によるオープンイノベーション促進への支援を拡充すること 12
- 5 海外における留学生の呼び込みから日本での就職までの一貫した支援体制と拠点を整備すること 14

III 税制改正

- 1 個人寄附金に係る税額控除の対象を修学支援のみならず教育研究活動全般への支援に拡大すること 15
- 2 その他の税制上の措置を延長・拡充すること 16

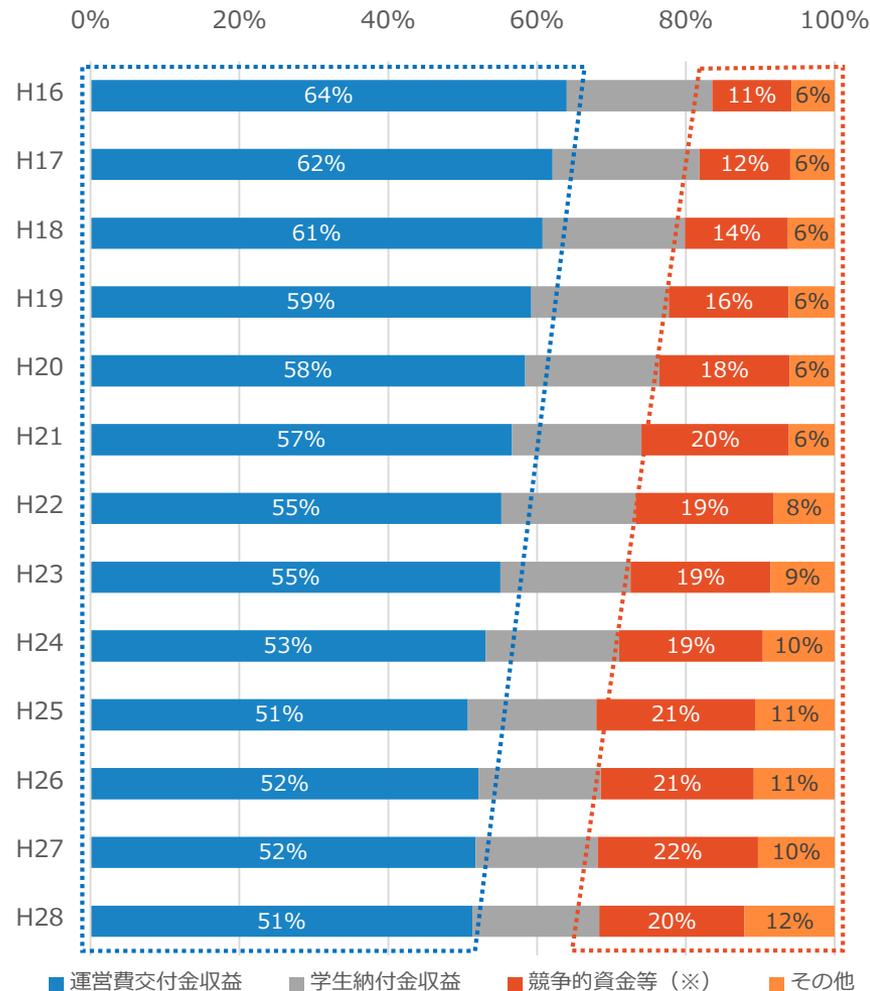
○ 国立大学法人運営費交付金等の推移



(注) 平成29年度予算額には、国立大学法人機能強化促進費（45億円）を含む

(注) 平成30年度予算額には、国立大学法人機能強化促進費（89億円）を含む

○ 予算配分バランスの変化（経常収入の内訳）

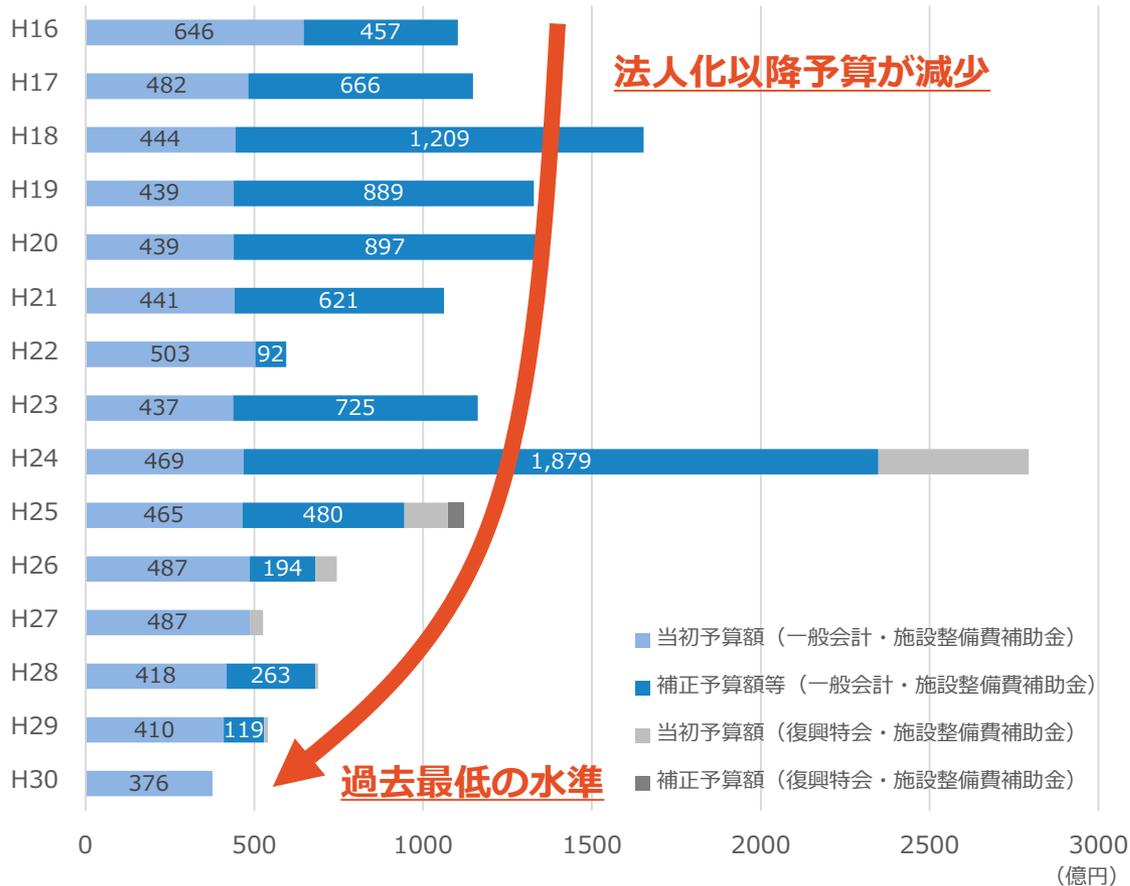


(注) 附属病院収益は除く

(注) 競争的資金等は、補助金等収益、受託研究等収益等、寄付金収益、研究関連収益及びその他の自己収入の合計額

▶ **基盤となる運営費交付金の拡充と適切な競争的資金のデュアルサポートが必要**

○ 国立大学法人等施設整備費予算額の推移 (国費相当分)



施設整備費予算額の減少により、
施設の老朽化が進行し**安全面・機能面等に課題**

(出典) 文部科学省資料をもとに国大協事務局作成

○ 施設の老朽化

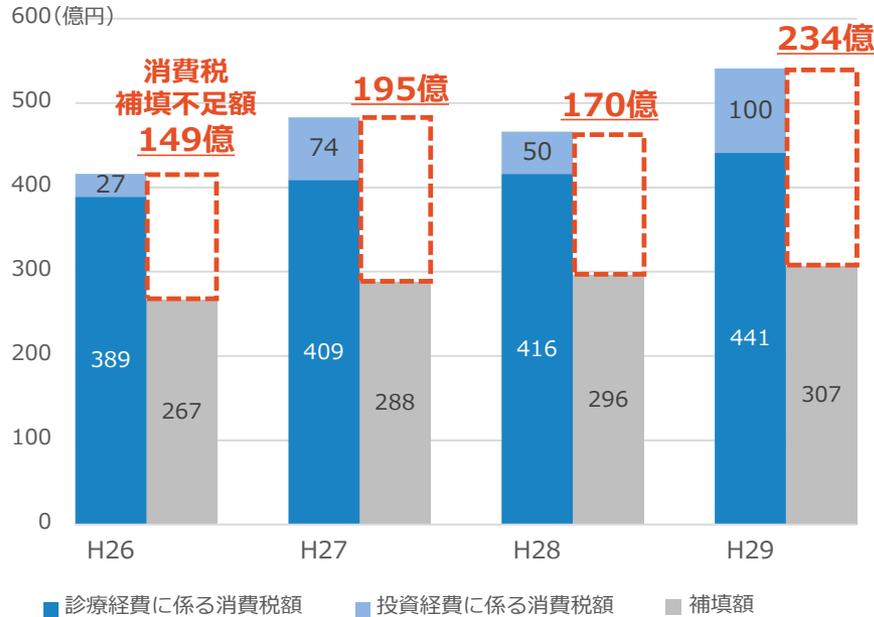


一步間違えれば
大惨事につながる恐れがある！

施設・設備の深刻な老朽化により事故の発生率が増加し、教育研究の発展や変化への対応が困難
▶ **施設整備費及び施設設備管理維持費等を確保・充実し、教育研究力強化の環境を整備することが必要**



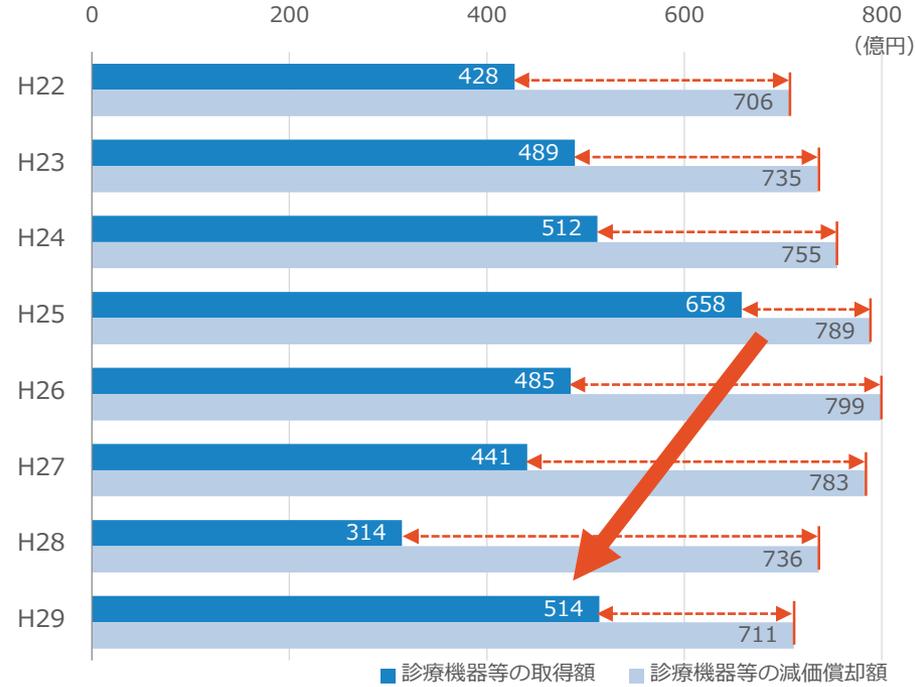
○消費税補填不足額試算（概要）



診療経費に係る消費税額：病院の業務のうち教育、研究、人件費等を除く診療業務に係る薬剤、材料、委託経費等の消費税額
 投資経費に係る消費税額：病院で取得した建物や機器のうち診療経費と同様に診療業務に使用する建物の全部又は一部、機器の消費税額
 補填額：病院全体の附属病院収入の2.89%（日本医師会が行った「医業税制検討委員会答申（H28.3）」で仕入税額相当額として診療報酬に上乗せされている額の割合）相当額

- 4年間で累積約748億円を負担しており、機器の更新が十分でないなど経営に多大な影響
- 現状のまま10%へ増税されると、年間で更に100億円を超える負担増となる

○診療機器等取得額の推移



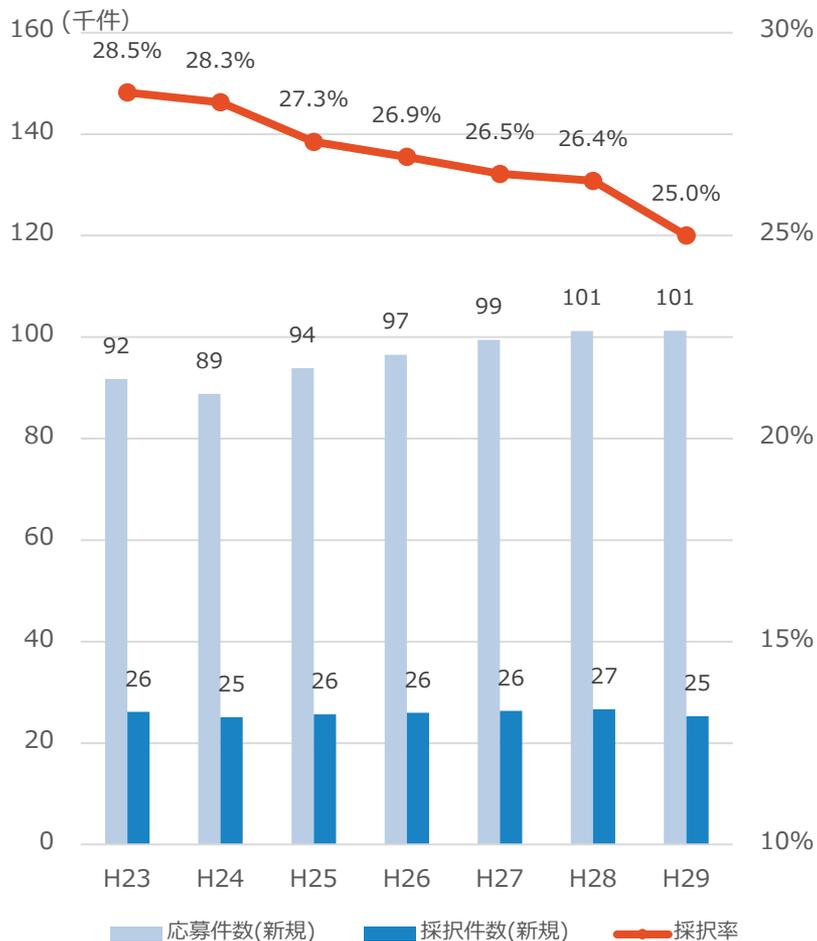
（注）診療機器等取得額は、各年度の支出額で、附属病院の活動に使用する50万円以上の診療機器や管理用機器などの総額を計上している

- 減価償却額が診療機器等取得額を上回り、近年ではその差額が拡大し、設備投資が十分に進んでおらず、平成26年度からは消費税補填不足の影響などもあり、**特に必要な診療機器等の投資が厳しい状況**
- 平成29年度は借入金を財源とした整備が行われており、**今後も借入金に依存する状況が続くと推測される**

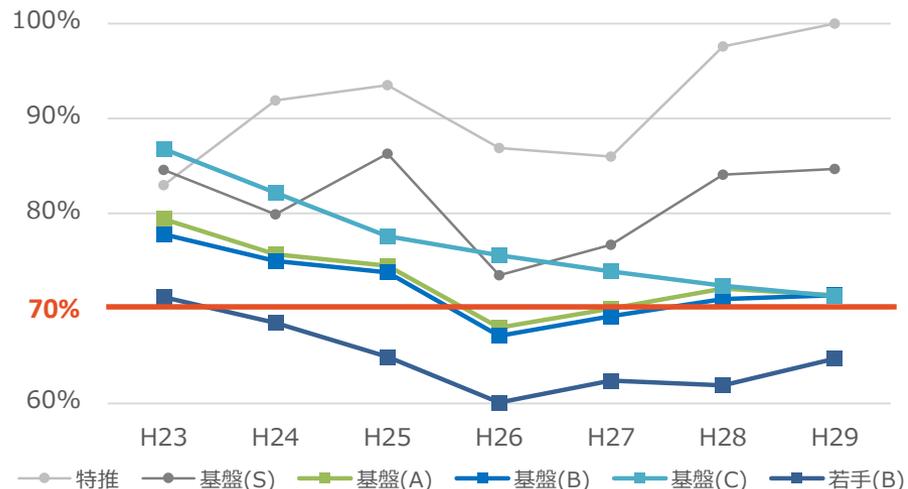
▶地域医療拠点体制の充実、医師等の教育研究基盤の充実、さらには大規模災害時に医療拠点として貢献する等のため、**消費税補填不足に対する抜本的な対応及び高度な医療を提供するための診療機器等の導入・更新を可能とする財政的支援の確保・充実が必要**



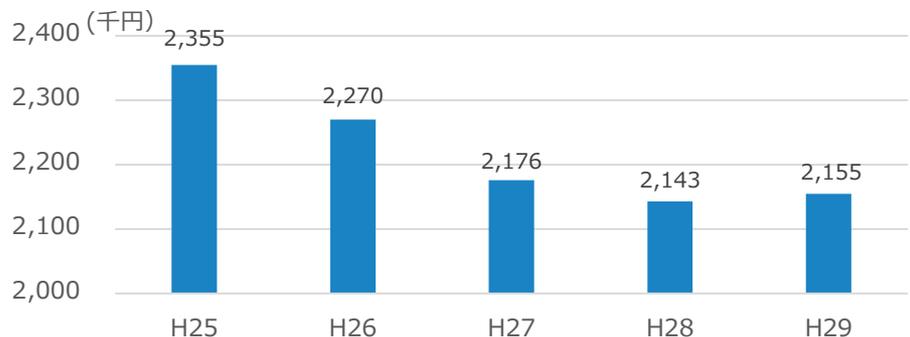
○ 科研費の応募・採択件数、採択率の推移



○ 科研費の充足率の推移



○ 科研費の1課題辺りの平均配分額(直接経費)の推移 (新規+継続)



○ 科研費は、全ての学術研究分野を支える競争的な基礎的資金として定着し、新たな産業の創出や安全で豊かな国民生活に大きく貢献している

▶ これを推進するためには、**予算の拡充**を行うとともに、研究費の効果的・効率的な使用に資する**基金化の推進**が必要

○補助金額の推移

(億円)

事業	H28	H29	H30	H28からの推移
博士課程教育リーディングプログラム	170	150	71	△99
卓越大学院プログラム	–	–	56	56
地(知)の拠点大学による地方創生推進事業 (COC+)	40	36	21	△19
スーパーグローバル大学創生支援事業	70	63	40	△30
国立大学若手人材支援事業	36	32	0	△36

各種補助金については、当初予定されていた期間にも関わらず、安定的な措置がされず、**高い評価を受けても予算が減額**されるなど、**事業継続が困難**

(例) スーパーグローバル大学創生支援事業

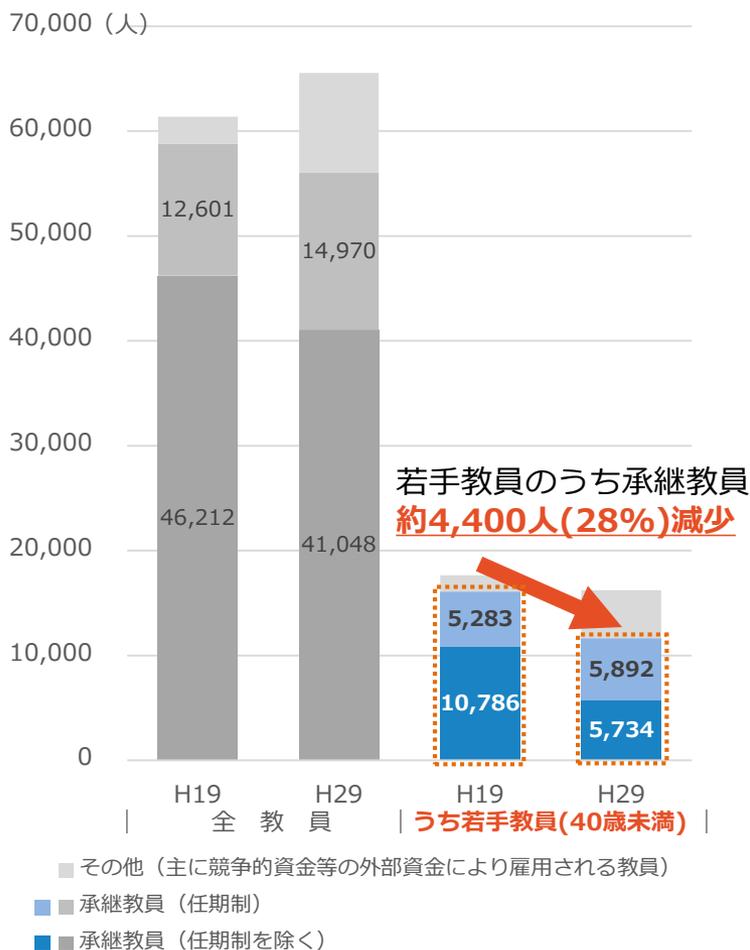
S 評価獲得国立大学 ⇒ 前年度から**約20%の減額**

A 評価獲得国立大学 ⇒ 前年度から**約40%の減額**

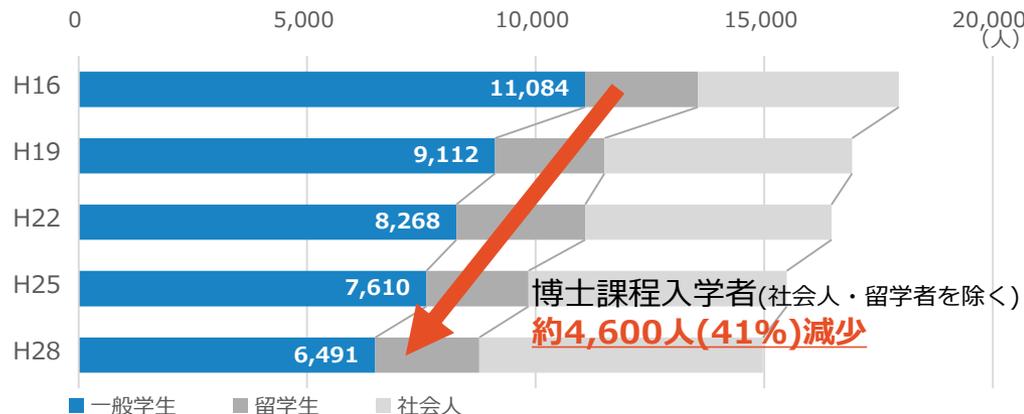


▶ **重点政策に係る各種補助金の安定的措置が必要**

○国立大学の教員数

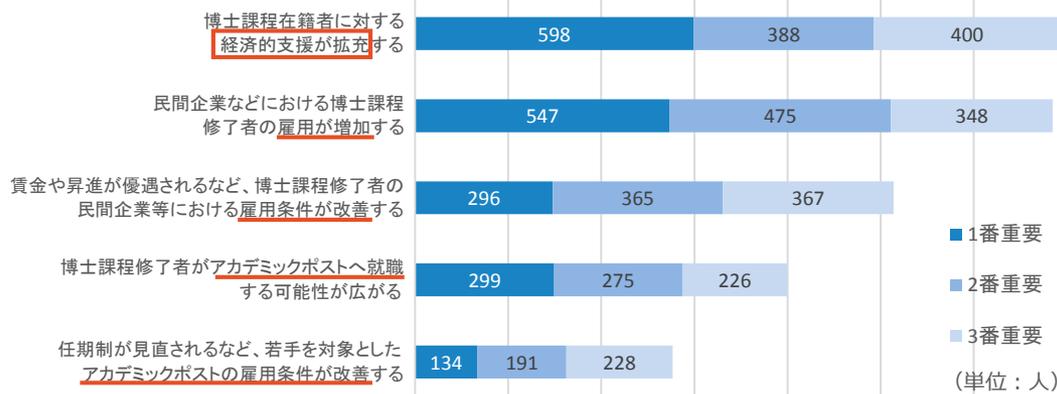


○博士課程入学者数の推移



○博士進学を検討する際に重要な条件

(調査回答者：2年生以上の修士学生2,531名、13項目中回答が多い順に5項目抜粋)



- ▶ 競争的資金により任期付で雇用されている研究者を、より安定的なポストで雇用することにより『長い年月 研究を続けていける』状況を作ることが必要
- ▶ 同時に、**大学院博士課程の学生等に対して、手厚い経済的支援の実施**やキャリアパスの提示を行うなど、**安心して勉学・研究に集中できる環境作り**が必要



○地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）

富山大学「富山全域の連携が生み出す地方創生 - 未来の地域リーダー育成 -」



地方大学・地域産業創生事業

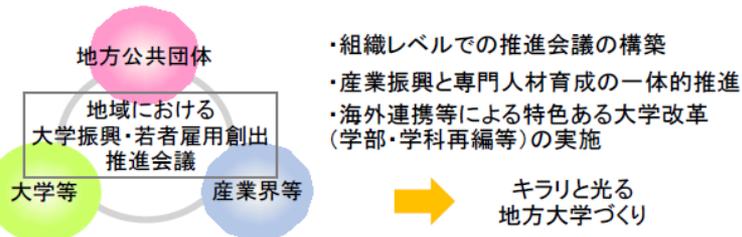
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局・地方創生推進室)

30年度予算額 内閣府及び文部科学省合計 100億円

〔内閣府計上分：75億円（地方大学・地域産業創生交付金20億円、地方創生推進交付金活用分50億円、関連事業5億円）
文部科学省計上分：25億円〕

事業概要・目的

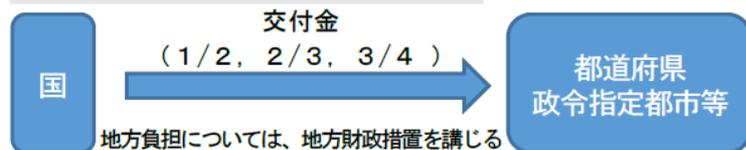
- 地方を担う若者が大幅に減少する中、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが重要です。
- このため、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を、新たな交付金により重点的に支援します。
- これにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進めます。
- 「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づき、地方大学の振興、東京の大学の定員抑制、若者の雇用創出の措置を講じ、地域における若者の修学・就業の促進を強力に進めます。



事業イメージ

- 【内閣府交付金分（70億円）及び文部科学省計上分】
- 国が策定する地域における大学振興・若者雇用創出に関する基本指針を踏まえ、首長主宰の推進会議（地方公共団体、大学、産業界等で構成）を組織し、地域の産業振興・専門人材育成等の計画を策定。
 - 地方公共団体が申請した同計画（概ね10年間）について、国の有識者委員会の評価を踏まえ、基本指針で定める基準（自立性、地域の優位性等）により優れたものを認定し、新たな交付金により支援（原則5年間）。
 - 地方公共団体等が設定したKPIを、国の有識者委員会の評価を踏まえ毎年度検証し、PDCAサイクルを実践。
 - このほか、新たな交付金の対象となる大学においては、文部科学省計上分（国立大学法人運営費交付金及び私立大学等改革総合支援事業のうちの25億円分）を内閣府交付金と連動して執行。
- 【関連事業分】
- 上記の関連として、以下の事業を計上。
 - ・地方と東京圏の大学生対流促進事業（3.3億円）
 - ・地方創生インターンシップ事業（0.6億円）
 - ・サテライトキャンパス調査事業（0.1億円） 等

資金の流れ（内閣府交付金分）



期待される効果

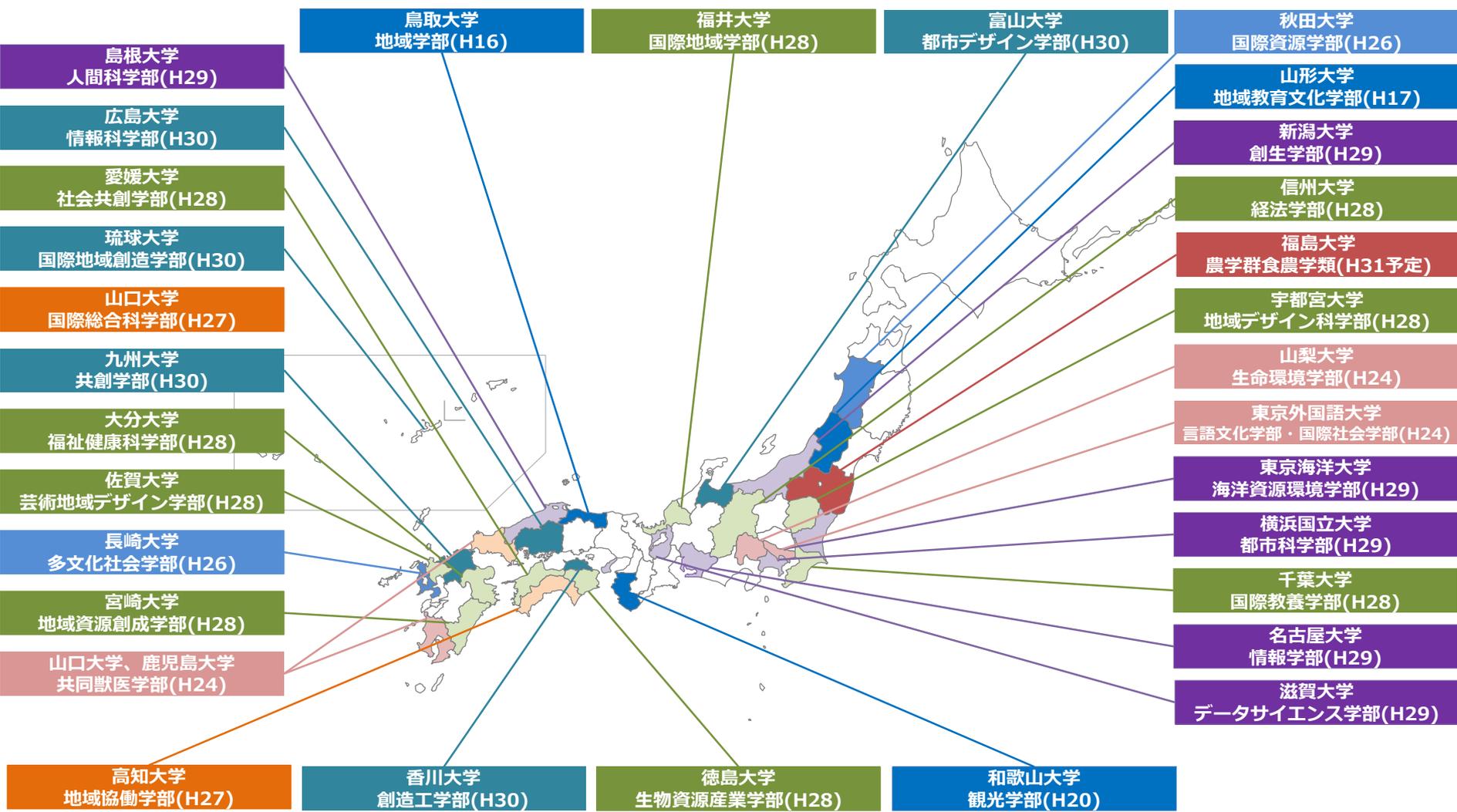
- 地域の産業振興、専門人材育成等の取組の推進により、地域の生産性の向上、若者の定着を促進します。
- 「キラリと光る地方大学づくり」により、学生の地方大学への進学が推進され、東京一極集中の是正に寄与します。

(出典) 内閣府地方創生推進事務局「平成30年度地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定申請等及び平成30年度地方大学・地域産業創生交付金に係る実施計画の提出等について（H30.6.1事務連絡）」添付資料より抜粋

▶ 地方創生の中核的機能を果たす大学に対して一層の支援を！



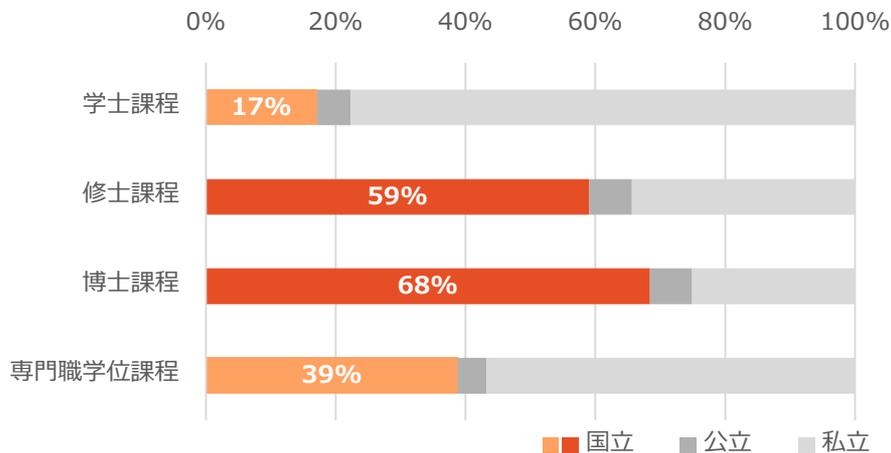
○ 国立大学における特色ある学部等設置の状況（主なもの）



地方創生に資する多様で特色ある学部等を創設している



○学生数 [H29]

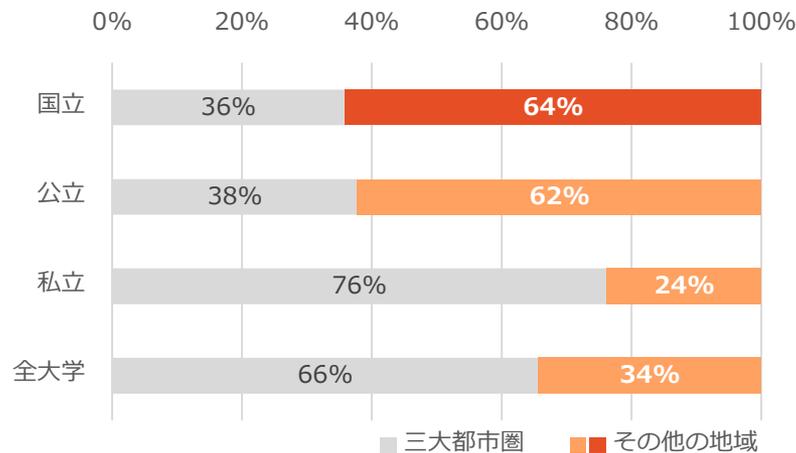


	学士課程	修士課程	博士課程	専門職学位課程
国立	441,921	94,725	50,548	6,438
公立	133,757	10,550	4,809	732
私立	2,006,992	55,112	18,552	9,425
全大学	2,582,670	160,387	73,909	16,595

国立大学の学生数は、大学院では
修士課程の約6割、博士課程の約7割を占める

(注) 「修士課程」の学生数には、修士課程及び博士前期課程（医歯学、薬学（修業年限4年）、獣医学関係以外の一貫制課程の1・2年次の課程を含む）の学生数を含む

○地域別の学生比率 [H29]



	三大都市圏	その他の地域
国立	218,422	391,051
公立	57,821	95,110
私立	1,622,103	506,373
全大学	1,898,346	992,534

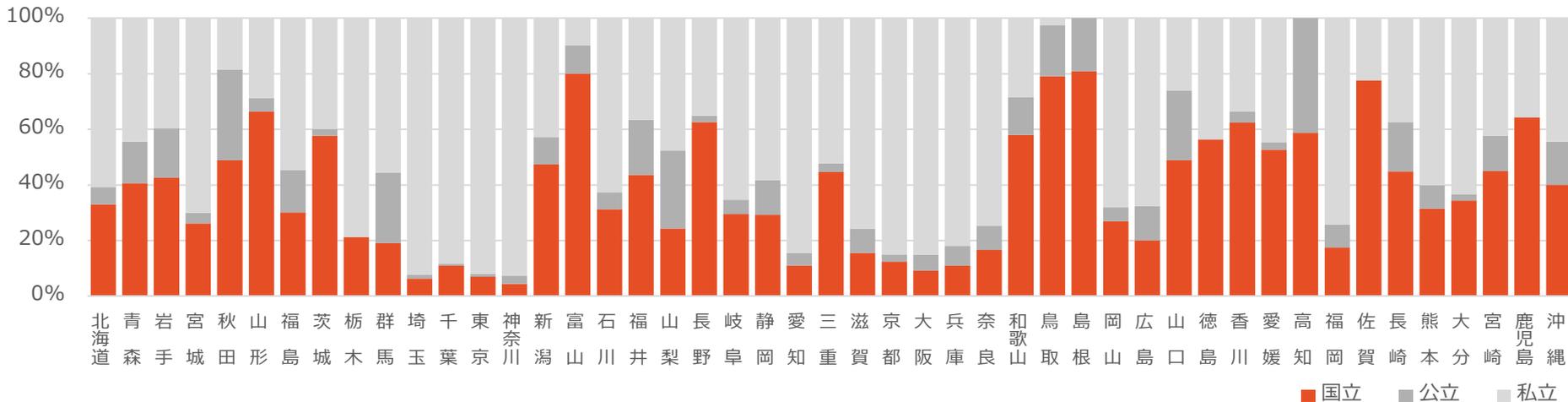
国立大学は都市圏とそれ以外を含め、
全国的に大学教育の機会を提供している

(注) ここでは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県を「三大都市圏」とする。

(注) 「学生数」については、在籍する学部・研究科等の所在地による。学生数には学部学生のほか大学院、専攻科及び別科の学生並びに科目等履修生等を含む

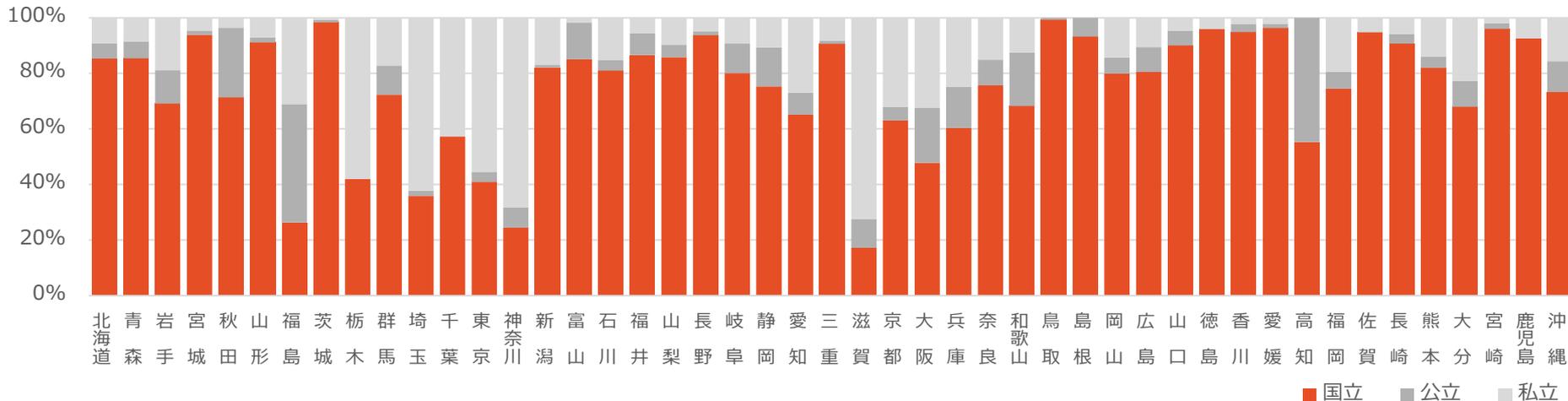


○ 国立・公立・私立別の学部学生数の比率（都道府県別） [H29]



国立大学は都市圏以外で多くの学部学生を受け入れている

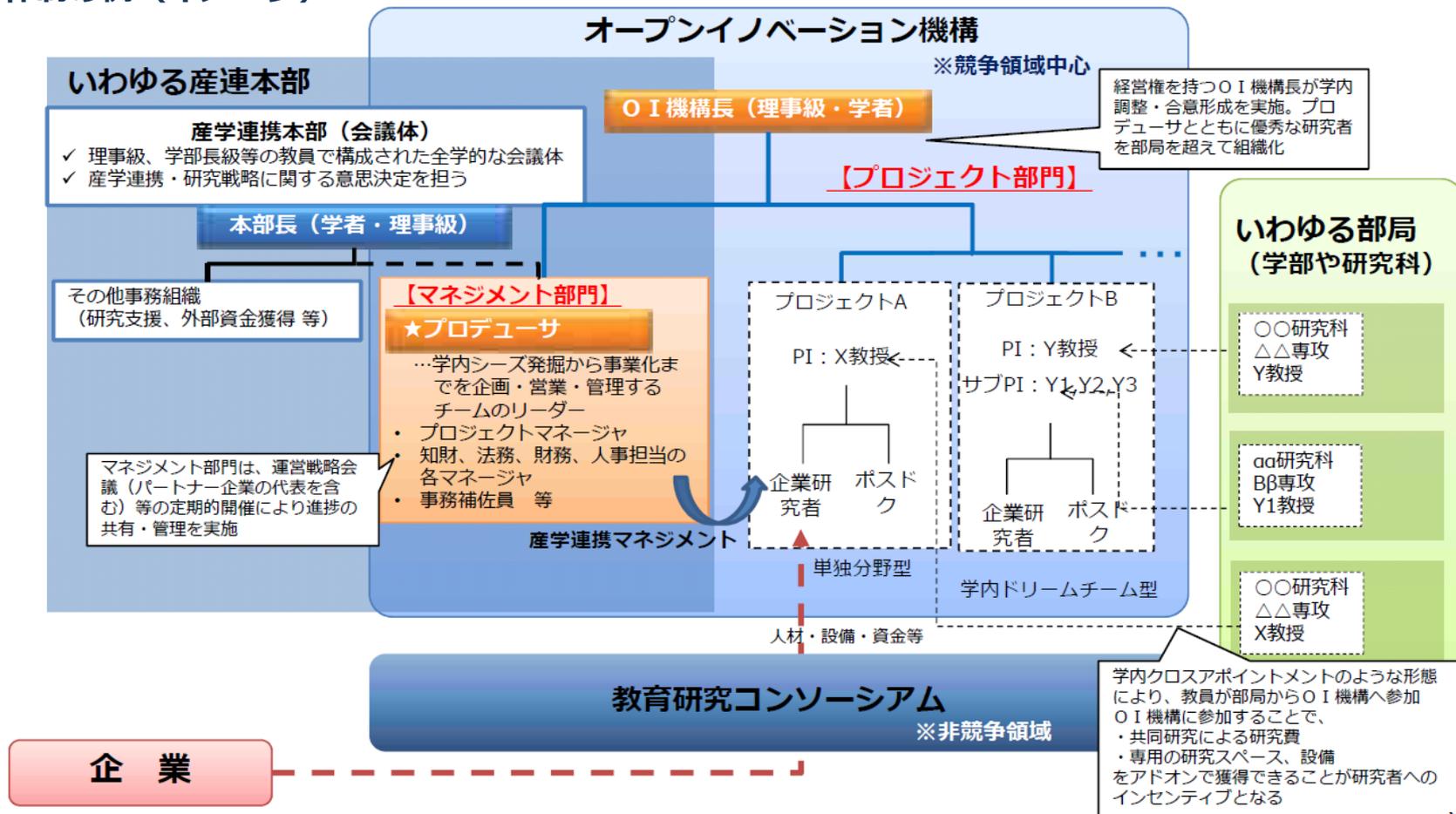
○ 国立・公立・私立別の大学院学生数の比率（都道府県別） [H29]



国立大学は多くの地域において大多数の大学院生を受け入れている

○オープンイノベーション機構の整備（平成30年度予算額：14億円）

体制の例（イメージ）

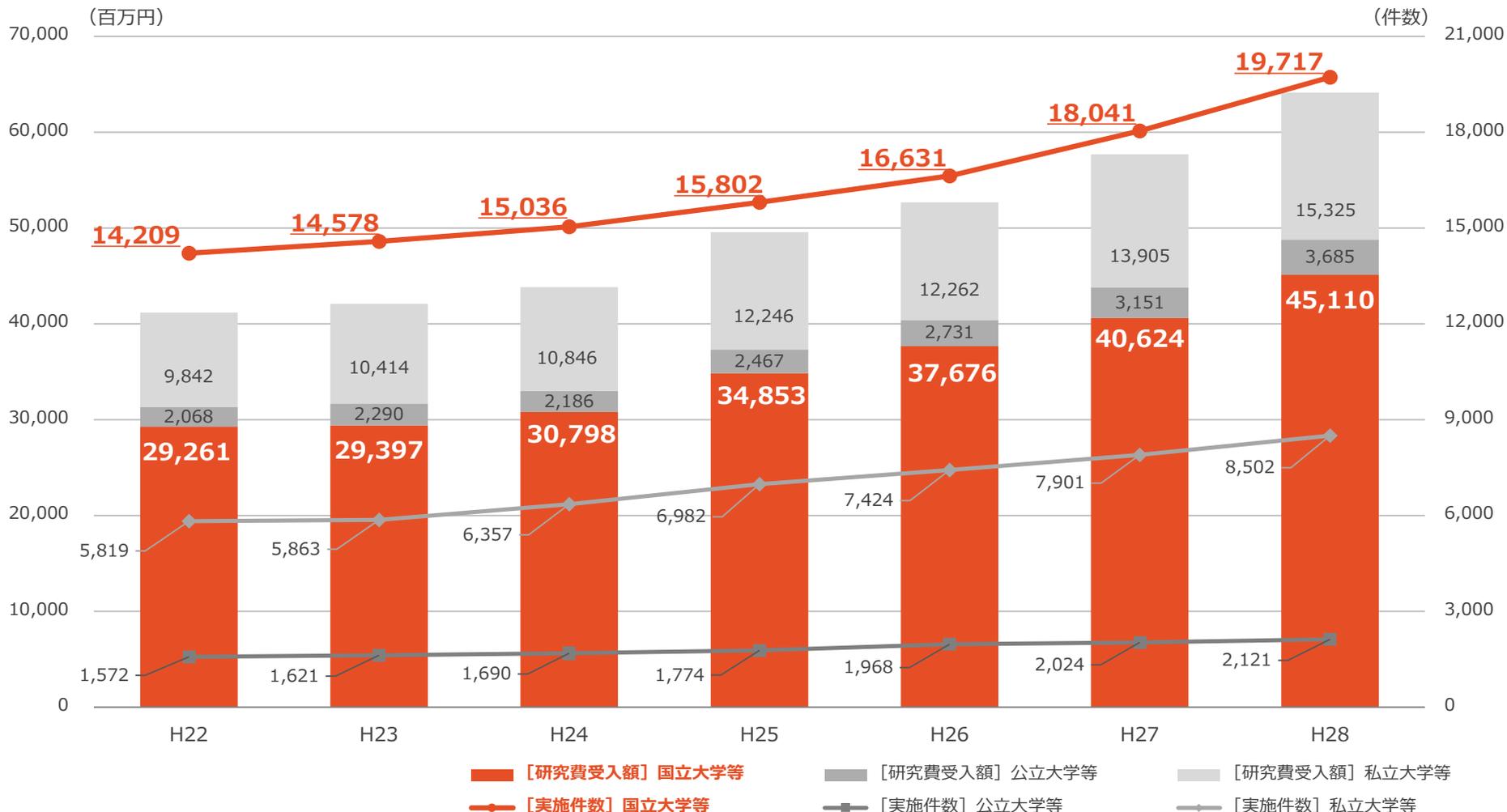


（出典）「科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会第9期地域科学技術イノベーション推進委員会（H30.4.20）」資料より抜粋

▶ オープンイノベーション等、本格的産学連携共同研究を促進する大学に対して一層の支援を！



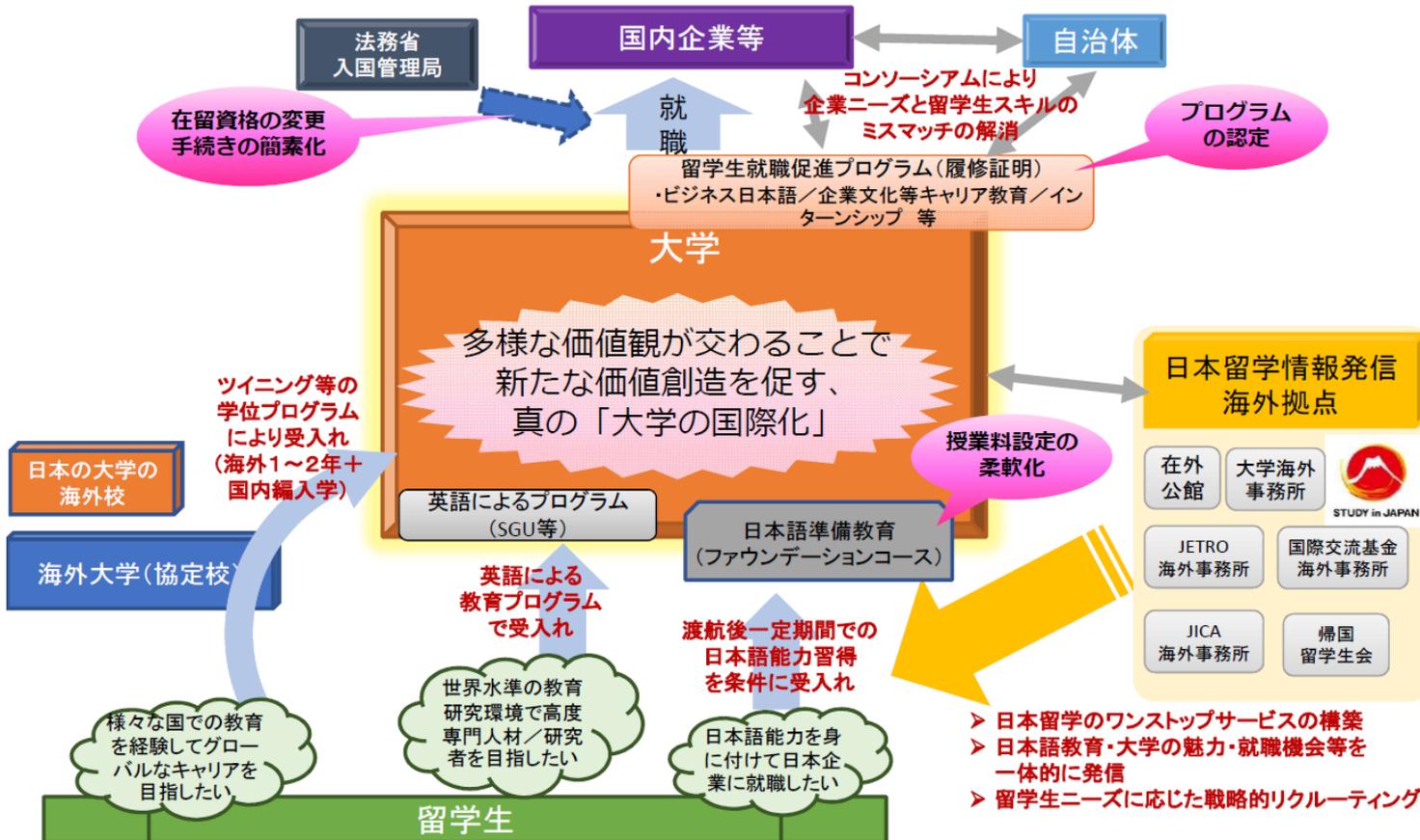
○民間企業との共同研究・受託研究実施件数及び研究費受入額の推移



受入額の約70%、実施件数の約65%が国立大学等によるもの(平成28年度)であり、産学連携強化による研究・開発の更なる発展を目指す

○ポスト留学生30万人計画を見据えた留学生政策

- 留学生のニーズや受入れ大学の強みに応じた多様な留学生の受入れを推進
- 日本語教育、大学教育、就職機会など、日本留学の入口から出口まで通じた魅力をワンストップで発信



(出典) 中央教育審議会 大学分科会制度・教育改革ワーキンググループ (第13回) (H30.4.27開催) 資料より抜粋

- ▶ 留学生施策を推進するには、海外における留学生の呼び込みから日本での就職までの一貫した支援体制と拠点を整備することが極めて重要
- ▶ 国立大学においては、全大学が協働して、留学生のリクルート（海外拠点の共同設置等）、選抜（共通問題の開発等）、教育プログラムの提供（複数大学での学修等）などを推進することを検討

平成28年度の国立大学への寄附額は**1,313億円**であり**過去10年間で最高額!**

とりわけ**個人寄附**については、平成28年度から学生への修学支援に対する寄附について**所得税の軽減措置が拡充**されたことを追い風に、前年度比**約3倍の伸び**を見せている!

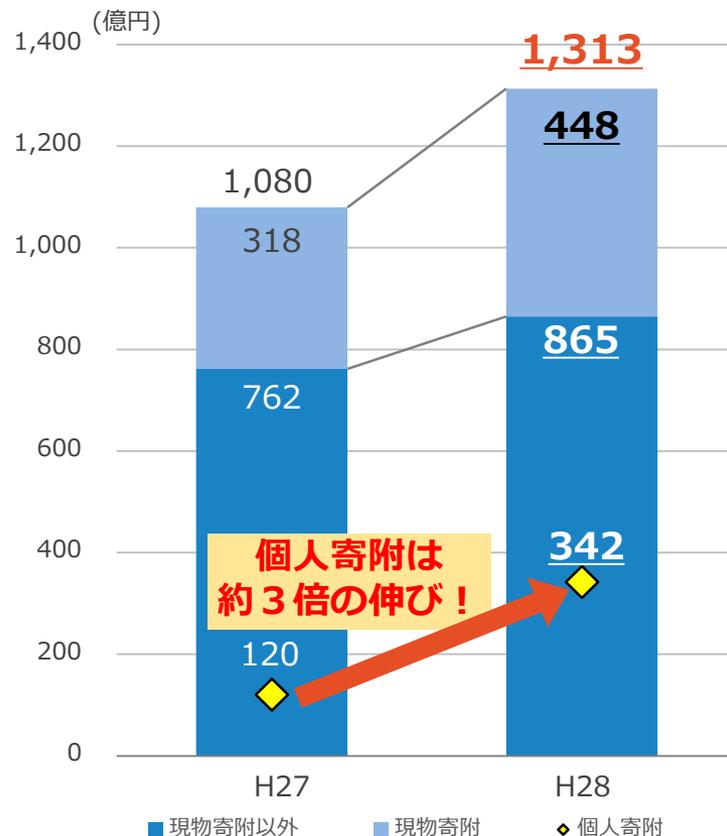
○平成30年度の税制改正により、
評価性資産の寄附について非課税要件が緩和



これまでも、各国立大学では、クラウドファンディング等の新たな取り組みを積極的に行いながら寄附の獲得に努めてきたが、**本改正を受け、遺贈を含めた個人寄附のさらなる獲得に向けて、更にファンドレイジングに注力していく**



○国立大学の寄附金収入



(出典) 文部科学省提供資料 (国立大学の財務諸表等) より国大協事務局作成

▶ この流れを一層促進するためには、個人寄附金に係る**税額控除の対象を**修学支援のみならず**教育研究活動全般への支援に拡大**することが必要

○教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の恒久化・拡充

現
行

- 平成30年度までの時限措置で、直系尊属である祖父母等からの場合に限り、教育資金として一括して贈与された際に1,500万円まで贈与税が非課税
- 30歳という年齢制限が博士課程学生等の実態にそぐわない
- 領収書等の提出・保管手続きが煩雑

要
望
内
容

- ▶ 将来の教育資金の確保を図り、我が国の将来を担う人材育成を強化する観点から、
 - 本制度の恒久化
 - 受贈者に係る年齢制限の緩和
 - 利便性向上の観点から領収書の提出・保管手続きの簡素化

○学資の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税について非課税措置の延長

現
行

- 平成30年度までの時限措置で、公益法人等が実施する、経済的理由により修学困難な生徒又は学生に対する無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業について、借用証書等に係る印紙税が非課税

要
望
内
容

- ▶ 奨学金受給ニーズは依然として高いことを背景として、社会全体で意欲と能力のある学生を支援する体制の充実に資する観点から、平成31年度以降も本制度を延長

○国立大学附属幼稚園の無償化に伴う税制上の所要の措置

要
望
内
容

- ▶ 幼稚園等の無償化に際しては、国立大学附属幼稚園についても公私立幼稚園と同等の措置（例）保護者に対する支援について非課税の適用とする など

国立大学法人制度の本旨に則った運営費交付金の措置を！（声明）
——国立大学が将来を見通した経営戦略の下に改革を実行していくために——

平成30年11月2日
一般社団法人 国立大学協会
会長 山 極 壽 一

国立大学は、新制国立大学発足（1949年）以来、あらゆる地域で高等教育へのアクセスが可能となるように設置され、戦後の経済復興から続く我が国の発展を牽引する人材を多様な分野にわたって輩出し、我が国の社会・産業・文化の発展を支えてきた。現在も、国の高等教育政策及び科学技術・学術政策の下に、高度な人材を育成するとともに卓越した研究を推進することにより、全ての地域の均衡ある成長を牽引し、国そして世界の発展に貢献している。

そして、急激に変化する社会のニーズに対応しながら未来社会の創造に向けて、各大学の強みと特色を生かした教育・研究・社会貢献の諸機能の強化に努めている。具体的には、国立大学が将来に向けて持続可能な開発目標 SDGs の実現、Society5.0 と第4次産業革命、人生100年時代、グローバルイノベーション、地方創生などの諸課題の解決に貢献すべく、国立大学協会では、本年1月に「高等教育における国立大学の将来像」を提示し、それを具体的に実現するための迅速かつ大胆な改革に取り組んでいる。

このように、国立大学は多大の税金によって支えられている公共財としての責任と役割を自覚して、我が国の将来を先導する改革に取り組んでいるものであり、国立大学の在り方については、短期的な財源論ではなく将来の我が国のあるべき姿を見据えた長期的で高い見地からの高等教育及び科学技術・学術への投資という観点から議論されるべきことをまずは指摘しておきたい。

国立大学法人制度は、こうした観点から、国立大学が将来を見通した経営戦略の下に、自らの責任において自律的な運営を行うことができるようにすることにより、国立大学の個性化と活性化を図り、もって国立大学に期待される役割と責任を一層効果的に果たすことができるようにすることを目的として創設されたものである。したがって、各大学が中期的な展望を持って経営目標・計画を立てられるよう、6年間の中期目標期間が設定され、その期間中、国は各大学の裁量で使用できる「渡し切り」の運営費交付金を基盤的経費として安定的に措置し、各大学の6年間の成果を厳格に評価して、次期中期目標期間の運営費交付金に反映するのが本来の在り方であると理解している。

しかし、現実には、平成 16 年度の法人化以来、運営費交付金は毎年のように削減され、教員の人件費や教育研究環境などの基盤の維持・確保すら困難な状況に陥っている。さらに、最近では運営費交付金中の基幹経費を毎年一定割合で削減し、年度ごとの評価に基づいて、特定の戦略・目的等に関連付けられた経費として再配分される仕組みが導入され、この再配分の割合が拡大する方向にある。

こうした短期的な評価による不安定な財源措置は、法人化の本来の目的である自律的・戦略的な経営を困難にし、中長期的な視点に立った着実な改革を阻害するとともに、各種事業の中途での計画変更による非効率も生じさせている。

財務省はこのような施策をさらに進め、去る 10 月 24 日の財政制度等審議会財政制度分科会において、毎年度の「教育・研究の質を評価する共通指標に基づいて配分する割合をまずは 10%程度にまで高める」という方向性を示している。

この方向性は、国立大学の経営基盤を一層不安定で脆弱なものとするとともに、中長期的な戦略に基づく積極的な改革の取組を困難にするだけでなく、財政基盤の弱い大学の存在自体を危うくし、ひいては我が国の高等教育及び科学技術・学術研究の体制全体の衰弱化さらには崩壊をもたらしかねないものであって、国立大学協会としては強く反対せざるを得ない。

国立大学協会は、国立大学が多額の税金によって支えられており、厳格な評価とそれに基づく資源配分が重要であることは十分認識している。その上で、冒頭に述べた国立大学法人制度及び運営費交付金の本来の在り方に立ち戻って、毎年度ではなく 6 年間の中期目標期間を基本とした評価と資源配分の安定的な仕組みを確立することを求めるものである。

また、教育・研究の質に係る指標及び評価手法の開発は重要な課題であるが、それらは短期間で成果が表れるものではなく、また、学問分野等の特性にも留意する必要がある、諸外国でも様々な試みを行っているところである。したがって、これらを踏まえ、試行なども経つつ十分な検討・準備を行った上で実施すべきである。

次に、個別のいくつかの論点についても、国立大学協会としての考え方を述べておきたい。

第一に、外部資金をはじめとする財源の多様化が諸外国の主要大学と比較して十分でないとの指摘である。しかし、我々も運営費交付金のみ依存するのではなく、各種の外部資金の獲得に努め財源の多様化を図る必要性は十分に認識しており、現に法人化以来の各大学の努力の結果、競争的資金、産学共同研究等による受入額、寄附金等の外部資金はいずれも大幅に増加し、平成 28 年度の総

額は約 3,200 億円となり平成 16 年当時からはほぼ倍増している。今後さらなる拡充のためには、基盤的経費である運営費交付金の確実な措置とともに、大学への投資や寄附を一層促進するために諸外国の制度を参考にした税制改正などの環境を整備することが不可欠である。国立大学としてはそれらを最大限に活用して一層の努力を行う所存である。

第二に、運営費交付金の各大学における学内配分や学長裁量経費において重点配分が十分に行われていないとの指摘である。しかし、運営費交付金は基本的に教員の人件費や教育研究環境などの基盤の維持・確保に充てる基盤的経費であり、かつ、これまでにその総額が大きく削減された中でその重点配分には限界がある。各学長は外部資金等の獲得に向けて、先頭に立って重点的・戦略的に国や産業界・自治体などに働きかけている。我々も教育研究コストを分析し IR 機能を強化して、より効果的な財務運営に努める必要があると考えているが、国においては、運営費交付金と外部資金を合わせた効果的な財務運営が可能となるように、基盤的経費の充実と制度の弾力化を図ることを強く求めるものである。

第三に、大学の研究開発費に対して研究論文の生産性が諸外国と比較して低いとの指摘である。しかし、財務省は、州立大学が大半を占め政府資金が手厚く投じられているドイツの大学と、教育に重点を置く私立大学が多い我が国の大学全体を比較しており、極端な数字になっていることは指摘しておきたい（別添付記を参照）。国立大学は、我が国の大学全体の Top10%論文数の約 76%を生産しており、科学研究費補助金及び民間企業との共同研究等の受入額のいずれにおいても 70%以上を占めている。もちろん我々も国立大学の生産する総論文数及びインパクトの高い論文数の世界的なシェアが低下していることについては、強い危機感を持っている。国立大学は、今後とも、我が国の研究を牽引する役割と責任を自覚し、ガバナンスや人事給与システムの改革を進め、産業界をはじめとする各方面との連携を一層進めるとともに、諸外国の大学団体とのネットワークを活用して国際共同研究などを促進し、将来にわたる国際的な研究力の強化に最大限の努力を行う所存である。国及び産業界をはじめとする各方面の一層の理解と支援をお願いするものである。

最後に、国立大学が、冒頭に述べたように、将来の我が国のあるべき姿を見据えた改革を着実に推進できるようにするため、国立大学法人制度及び運営費交付金の本来の在り方に立ち戻って、将来を見通した自律的・戦略的な経営を行うことができる基盤を確立することを重ねて強く要請するものである。

(付記) 財務省資料における国際比較のデータについて

財務省資料では、各種の国際比較のデータを用いて、国立大学の問題点を指摘しているが、データの出典や元データ等の具体的な詳細が示されていない。こうした国際比較は、OECD のような国際機関が公表しているものであっても、各国の提出するデータの定義や範囲が必ずしも同じではなく、それを取り巻く制度等にも違いがあることから、その利用や解釈に際しては十分な検証が必要であり、そのための詳細を併せて明らかにされるよう求めるものである。

一例として、次のような我が国の大学の研究生産性に関する財務省の指摘には疑問を感じざるを得ない。

「高等教育部門における Top10%論文 1 件当たりの研究開発費総額を比較すると、日本とドイツで 1.8 倍のコスト差があり、日本の論文生産性が低い (P. 56)」

たしかに OECD のデータによる高等教育部門の研究開発費総額は日本が 208 億ドル、ドイツが 213 億ドルでほぼ同程度である。しかし、この数字は国公立のすべての高等教育機関を対象とし、政府だけでなくすべての財源を含むものである。政府の負担額を見ると、我が国は全体の約 52%の 109 億ドル、ドイツは約 83%の 176 億ドルであり、ドイツがはるかに大きい。科学技術・学術政策研究所の科学技術指標 2018 によると、我が国の政府以外の研究開発費の財源の大半は私立大学の授業料等となっている。一方、我が国の大学全体のトップ 10%論文数 2,985 本のうち約 76%の 2,277 本は国立大学が生み出している。そこで、科学技術指標に基づいて国立大学の研究開発費総額を推計し(96 億ドル)、これを基に国立大学に限定してドイツの大学と比較すると、論文 1 件当たりの研究開発費はドイツの 370 万ドルに対し国立大学は 420 万ドルで、その差は約 1.1 倍となる。もちろん、これをもって国立大学の論文生産性に問題がないとする意図は毛頭なく、本文にも述べたように国立大学としては強い危機感を持って研究力の一層の向上に取り組むこととしているが、ことさらに極端な差を強調することには大きな疑義を感じざるを得ない。

このほかにも詳細には立ち入らないが、次のように疑問を感じる指摘が散見される。

「科学技術関係予算の対 GDP 比の伸びは先進国と遜色ない水準 (P. 53)」

各国の科学技術関係予算の対 GDP 比について 2000 年を 100 として推移を比較し、日本が高位にあるように見せているが、もともとの絶対値が日本は低く、現在でもドイツ・アメリカより低い。さらに中国や韓国のように近年で大きく伸ばしている国を除いている。

「諸外国では運営費交付金に依存しなくても成果を挙げている大学は多い (P. 65)」

運営費交付金への依存度を比較しているが、例えばイギリスにおいて授業料は、在学中は学生本人が支払うのではなく政府出資のローン会社から大学に直接振り込まれており、実質的には運営費交付金と同様に収入が保証されていることにも留意すべきである。さらに海外の大学のその他収入の中には、日本の国立大学では実施困難な事業に係るものも含まれており、このよう

に各種の制度や実態を十分に踏まえる必要があると考えられる。

「国公立大学への学生一人当たり公的支援は主要先進国の中でトップクラス (P. 66)」

この国際比較については、具体的にどのようなデータを用いたのかが全く分からない。また、注記に「日本の競争的資金については、科研費を計上」とあるが、科研費のような研究経費を学生の教育への公的支援に含めているとすれば、大いに疑問である。科研費は教育に流用できるものではない。いずれにしても、データの詳細が示されなければその妥当性についての検証は不可能である。

以上は、現時点で気が付いた疑問のある例であるが、今後、明らかにされる内容の詳細を見ながら、さらに精査・検証したいと考えている。ただ、このように検証可能な十分な根拠を示さないうちに、国立大学の活動について断定的な国際評価を行い、国立大学さらには我が国の高等教育及び科学技術・学術の将来の在り方に関わる極めて重要な政策について、短期間で方向付けを行おうとすることには、重大な危惧を感じざるを得ない。



声明の要点：国立大学法人制度の本旨に則った運営費交付金の措置

○議論の前提

国立大学の在り方については、短期的な財源論ではなく将来の我が国のあるべき姿を見据えた長期的で高い見地からの高等教育及び科学技術・学術への投資という観点から議論されるべき

○要点

近年の動向：短期的な評価による不安定な財源措置の拡大

近年、運営費交付金中の基幹経費を毎年一定割合で削減し、年度ごとの評価に基づいて、特定の戦略・目的等に関連付けられた経費として再配分される仕組みが導入され、この再配分の割合が拡大する方向にある

不安定な財源措置の拡大 ▶ 経営基盤の不安定化・脆弱化

- ・法人化の本来の目的である自律的・戦略的な経営が困難
- ・各種事業の中途での計画変更による非効率の発生
- ・中長期的な視点に立った着実な改革を阻害
- ・財政基盤の弱い大学の存在自体の危機

我が国の高等教育及び科学技術・学術研究の衰弱化さらには崩壊

目指すべき方向性：長期的かつ安定的な制度の確立

- ・厳格な評価とそれに基づく資源配分は重要 ⇒ 十分な検討の上で、教育・研究の質に係る指標及び評価手法を開発・実施
- ・毎年度ではなく6年間の中期目標期間を基本とした評価と資源配分の安定的な仕組みを確立

国立大学は将来を見通した経営戦略の下に改革を実行！！



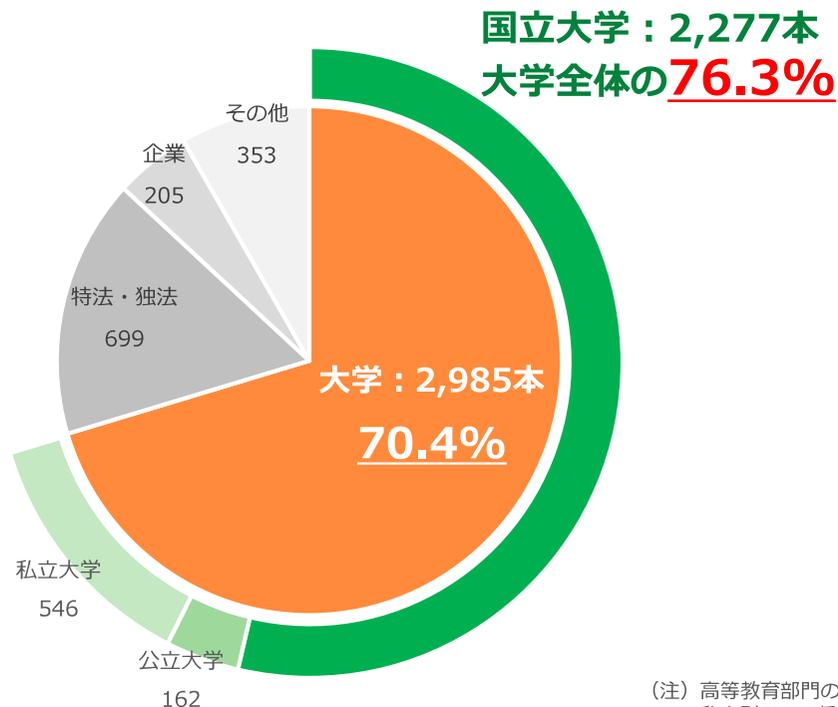
(参考) 高等教育部門における研究開発費・論文数の現状

① 高等教育部門の研究開発費総額と政府負担額 (2016)



▶ ドイツと日本の研究開発費を比較すると総額はほぼ同等だが、政府支援はドイツの方が手厚い

② 我が国の組織別Top10%補正論文数 (2013-2015年平均値)



> POINT

- ▶ 国立大学は、我が国の高等教育部門の研究開発費総額の約46%を使用して、大学全体のTop10%論文の約76%を生み出している
- ▶ 論文1件あたりの研究開発費は、ドイツの370万ドルに対して、国立大学は420万ドル程度 (約1.1倍) と推計される

国立大学は、我が国の研究を牽引する役割と責任を自覚し、改革を進め、研究力の一層の向上に取り組む！

(注) 高等教育部門の研究開発費総額のうち国立大学の割合は、科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2017」及び国公立別のFTE係数から算出

(出典) OECD「Main Science and Technology Indicators」、科学技術・学術政策研究所「科学技術のベンチマーキング2017-論文分析でみる世界の研究活動の変化と日本の状況-」より国大協事務局作成

国立大学の教育研究活性化を促進する人事給与マネジメント改革 に関する基本的な考え方について

——特に業績評価と新しい給与システムの在り方について——

平成30年11月2日

一般社団法人 国立大学協会

はじめに

国立大学は、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため設置されるものであり（国立大学法人法第1条）、世界最高水準の研究・教育の実施や重要な学問分野の継承・発展、全国的な高等教育の機会均等の確保といった役割を担っている。

その使命を果たすため、国立大学は、現在、少子高齢化、地域創生、グローバル化、人生100年時代などの社会変化の中で、各大学の強み・特色を一層活かして地域・国・世界に貢献するための様々な改革に懸命に取り組んでいる。

しかしながら、法人化以来の運営費交付金の削減により、人件費の削減、教員数の削減を行わざるを得ず、それが教育研究基盤の弱体化をもたらす深刻な弊害をもたらしている。

そのような中で、国立大学は法人化以降、運営費交付金のみならず自己資金、外部資金などの財源の多様化により、様々な雇用形態を工夫しながら教育研究機能の一層の強化を図るため、大学の最も重要な資源である人材を確保するため所要の資金を確保する努力を行ってきた。

今後の人事給与マネジメント改革は、人材の流動性をより高めつつ、若手教員をはじめとする多様な教員を確保するとともに、各教員のモチベーションを高めて、国立大学全体としての教育研究力を高めることを基本的な目的として行われる必要がある。

そこで、国立大学協会においては、まずは、公正で透明性のある業績評価とそれを処遇に適切に反映できるシステムの構築に向けて基本的な考え方をとりまとめることとした。

本文書は、国立大学全体として基本的な改革の目標と方向性を共有し、社会への説明責任を果たすためにとりまとめたものであるが、もとより人事給与マネジメントシステムは、各大学が主体的・自律的に構築すべきものであり、各大学においては、本文書を参照しつつ、それぞれの特性、方針等に基づき様々な工夫を行って具体的な制度設計をされることを期待するものである。

また、国においては、今後策定を予定している人事給与マネジメント改革に係るガイドラインについて、本文書の内容を十分に踏まえたものとするとともに、新しい給与システムの導入を実現するための財政支援を含む各種施策の措置を要請するものである。

I 業績評価について

個々の教員の多様な業績が適正に評価され、そのモチベーションの向上と教育研究活動等の活性化が図られるように、各大学の機能強化の方向性に応じて、その発展に資する評価制度を構築する。

1) 評価の対象

すべての教員を対象にして、全学的な教員の教育研究意欲の向上と活性化につながることを原則とした適正な評価制度を構築する。

2) 評価実施体制

- ①教員による自己評価及び各部局におけるピアレビューを実施した上で、最終的な評価は全学的な評価委員会等を経て行うなど、全学における適切な評価制度の構築に努める。
- ②評価に係る業務については、可能な限り簡素なものとし、既存データの活用等によるデータ入力等の省力化を図るなどの負担軽減に配慮する。
- ③評価者に対しては、大学全体としての方針や評価制度の意義についてあらかじめ十分に周知徹底を図る。

3) 評価項目及び評価基準

評価項目（教育、研究、社会貢献、管理運営など）及び評価基準については、各大学が目指す方向性を踏まえて全学共通の枠組みを設定するとともに、各部局、学問分野別、職位（階）別等の特性を反映できるようにする。

4) 評価のサイクル、評価の透明性の確保、評価結果の活用

- ①年度ごとに教員の各種の活動実績等を確認・評価するとともに、数年ごとに総合評価を実施することを基本とする。各大学においては、例えば、年度ごとの評価は業績給に、また数年ごとの総合評価は基本給の決定に活用するなど、評価と処遇の関係を明確にするなどの工夫を行うようにする。
- ②評価制度の目的、内容、手続、評価結果の活用等について、あらかじめ全教員に十分に説明・周知し、評価のプロセスにおいて被評価者による意見申立ての機会を設けるなど公正かつ透明性の確保に努める。
- ③評価結果の処遇への反映については、給与への反映以外にも、教育研究環境への支援やその他業務負担の軽減など、教育研究のモチベーション向上につながる方策にも活用できるようにするなど、大学独自の創意工夫が望まれる。

Ⅱ 業績評価を処遇に反映する新しい給与システムについて

教員のモチベーションの向上と業績の向上等を促進するため、業績評価の結果を公正かつ透明性を持って給与に反映できる新しい給与システムについては、原則として以下の考え方によりつつ、各大学の特性、方針等に基づき具体的な制度設計を行うこととする。

1) 「給与」の在り方

給与は、勤続年数ではなく業績評価によって決定することとし、基本給、業績給、諸手当で構成することを基本とする。

2) 「基本給」の在り方

基本給は、教授、准教授、助教等の職位（階）ごとに数段階とするなど、現在の月給制の俸給表よりも簡素なものとし、教員の多様な業績について、単年度ではなく複数年度にわたる総合評価の結果に基づいて基本給額を決定することを基本とする。

3) 「業績給」の在り方

業績給は、毎年度の業績評価の結果を反映できるようにするが、その反映方法・程度については、複数年度にわたる総合評価とのバランスに配慮することを基本とする。

4) 「諸手当」の在り方

諸手当には多様なものがあるが、その中において、大学への特別の貢献、優れた業績等、顕著な業績に対し、この業績を評価して手当を支給することも考えられる。

5) 退職手当の算定

新しい給与システムにおける退職手当の算定については、従来の月給制の場合と同水準の額が運営費交付金の特殊要因経費として将来にわたって確実に措置されるよう文部科学省に強く要望する。

Ⅲ 新しい給与システムへの移行の在り方

新しい給与システムについては、原則として全ての新規採用教員に適用することとし、段階的に導入拡大を図ることが望ましい。

1) 新しい給与システム以外の教員に対する業績評価の反映

当分の間は、複数の給与制度が並存する事態が生ずるが、各大学が適切な評価制度を構築することに伴い、月給制等の教員に対しても、新しい給与システムの趣旨を踏まえた、工夫を行うことに努める。

2) 既採用教員の新しい給与システムへの移行の促進

人事給与マネジメント改革の加速のためには、各大学の特性・方針等に応じ、新規採用教員への新しい給与システムの適用のみならず、月給制等の教員について新しい給与システムへの移行の促進を図ることが望ましい。

その際、労働契約法等の法制度に留意し、各大学において想定される方策、国における行政的・財政的な支援の可能性などについて慎重に検討する必要がある。

3) 全教員に対する丁寧な説明

新しい給与システムの導入に係る就業規則の変更を行う際には、その趣旨、目的、内容等に関し、各大学において、全教員に対し、十分に丁寧な説明を行うよう努める。

IV 国に対する要望

人事給与マネジメントシステムは、本来各大学が主体的・自律的に構築すべきものであり、今後、国において策定が予定されている人事給与マネジメント改革に係るガイドラインにおいても、様々な事例を各大学の参考となるよう示す性格のものとし、全ての大学に一律な対応を求めないよう配慮されるとともに、以下のとおり財政支援、各種調査・分析、セクターを超えた施策の総合的推進を行うことを要請する。

1) 財政支援

各大学において、上述のような業績評価及び新しい給与システムの導入を実現するためには、財源の確保が不可欠である。

新しい給与システムは、特に優れた業績を有する教員のモチベーションを向上させ、さらには国内のみならず海外の優秀な教員を惹き付けることのできる魅力ある給与制度とする必要がある。また、新しい給与システムへの移行を促進するためにはそのインセンティブとなるような措置が必要である。さらに、新しい給与システムの導入に当たっては、評価及び給与システムの大幅な改修経費も必要である。

文部科学省においては、以上の状況を理解の上、基盤的経費である運営費交付金の安定的確保とともに、改革促進のための財政支援を行うよう求めるものである。

2) 各種調査・分析

国内外の各種事例の調査、大学の人事・財務データの分析や今後の見通しなどを踏まえた様々な観点からの慎重な検討、全教員に対する丁寧な説明が不可欠であり、それに要する労力は極めて大きい。文部科学省においては、これらの事例・データを各大学に提供するとともに、考えられる制度のイメージ例を示すなど、各大学の主体性・自律性を損なわないように配慮しつつ、各大学を積極的に支援することを要望する。

3) セクターを超えた施策の総合的推進

我が国全体の人材の流動性の向上と教育研究の活性化のためには、国立大学のみならず、公私立大学、研究開発法人、民間企業等においても同様の改革を進め、セクターを超えた教員・研究者の流動性の向上と連携協働の促進を図ることが不可欠であり、国においては、省庁の枠を越えてそのための諸施策を総合的に推進することを要請する。

国立大学の入学者選抜に係る試験問題及び解答例等の 公表の取扱いに関する方針

平成 31 年 1 月 23 日

国 立 大 学 協 会

はじめに

近年 4 年制大学への進学率が 50%を超え、いわゆる「大学全入時代」に突入するとともに大学進学が身近になった。それに伴って大学入学者選抜の公正性・公平性に対する社会からの期待が多く寄せられ、より透明性の高い入学者選抜が求められている。

国立大学協会では、平成 11 年 6 月に入試の現状、情報開示についての学界の理論、裁判例や実務等を参考にしながら「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」をまとめた（平成 17 年 6 月に改正）。各国立大学は、この考え方を参考にしながらそれぞれのアドミッションポリシーに基づき、様々な入試情報の取り扱いを判断してきた。

2017 年度入学者選抜において出題・採点等のミスが判明して以降、社会からは「正解・解答例」を公表していないことにより出題・採点等のミス発見の遅れに繋がったとの指摘があり、各大学は出題・採点等のミスの発生防止や、万が一出題・採点等のミスがあった場合においても受験者への影響が大きくなるよう早期に発見することを目指した対応をさらに強く求められている。文部科学省も、「平成 31 年度大学入学者選抜実施要項」にこれらを目的とした項目を追加し、全大学へ再発防止策の徹底を周知している。

国立大学としては、今後も一丸となって出題・採点等のミスの防止及び早期発見等に取り組むため、上記「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」を維持しつつ、試験問題及び解答例等の公表の取扱いについては以下の通り方針を定めることとする。

(1) 試験問題

試験問題は、各大学・学部のアドミッションポリシーに基づき作成されるものであり、大学が求める人材を示すことのできる手段である。また自主的・積極的に公表することが望ましく、国立大学として公正な入学者選抜を実施する観点から公表することを原則とする。

公表するにあたり試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を明示すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。

(2) 正解・解答例・出題の意図

正解や解答例については、当該年度及び次年度以降受験者が学習上参考にできるようにするために、また公正な入学者選抜を求める社会の要請に応えるためにも、正解・解答例を公表することを原則とする。

ただし、一義的な解答が示せない記述式の問題等については、原則として出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等を公表する。

(3) 公表の時期

公表することによって受験者自らがその解答の正誤を確認し、また多くの関係者によって試験問題及び正解・解答例をチェックする機会が供されることにより、仮に出題・採点等のミスがあった場合においても受験者が不利益を被ることを防止する観点から、試験実施後速やかに公表することが望ましい。仮に全てについて公表することが間に合わない場合においても、少なくとも次年度以降の受験者が学習上参考にできるよう、可能な限り早期に公表する。

(4) 公表の方法

可能な限り広く一般に供することができる方法（ホームページにおける掲載、窓口配布、郵送、一定期間掲示、指定場所による閲覧 等）により、各大学が適切に公表する。

以上